

# イギリススポーツ政策研究 (2)

内  
海  
和  
雄

## 目 次

### 第一部 スポーツ政策の変遷

(第一部 前号)

第一章 一九六〇年代以前の社会背景とスポーツ政策——自由放任の終焉——

第二章 一九六〇年代のスポーツ政策——公共性の台頭——

第三章 一九七〇年代のスポーツ政策——公共性の発展——

第四章 一九八〇年代のスポーツ政策——社会統合と私事化の台頭——

第五章 一九九〇年代のスポーツ政策——私事化と公共性の拮抗——

第六章 戦後スポーツ政策の時期区分

### 第二部 イギリススポーツ行政の構造

(第二部 本号)

第七章 国のスポーツ行政の構造

第八章 地方自治体のスポーツ行政の構造

第九章 スポーツカウンシル他の組織と活動

第十章 ヨーロッパのスポーツ政策と組織

補論 デニス・ハウエル研究

第三部 スポーツ政策の理論

(第三部 次号)

第十二章 スポーツ政策研究の誕生 スポーツ政策研究の動向…一九八〇年代以降の特徴

第十三章 スポーツ政策研究の特徴

第十四章 スポーツ政策の理論—公共性と私事性をめぐって—

## 第二部 イギリススポーツ行政の構造

### 第七章 国のスポーツ行政の構造

#### 1、国の行政組織

国レベルのスポーツ行政機構はスポーツ・レクリエーション課 (the Sport and Recreation Division: SARD) であり、一九六五年のスポーツ大臣の任命と共に教育科学省に創設された。六九年に労働党スポーツ大臣デニス・ハウエルの住宅・地方自治大臣の任命に伴ない、SARDもそちらへ移行した。七〇年の保守党政権発足に伴い、環境省に移管された。八九年には再度教育科学省に戻り、九二年に現在の国民文化遺産省へ移管された。<sup>(1)</sup>

国民文化遺産省は「下院議院教育・科学・芸術のための全党委員会」による「芸術・文化遺産・旅行省」(一九八二年)の討論をきっかけとして、八七年総選挙では労働党と社会民主党Ⅱ自由党連合によってそれに関わる新省庁の設立が政策として提案された。保守党が勝利したとはいえ、レジャーの社会的、経済的重要性が増す中で、新省庁の設立の機運が高まっていた。しかし、保守党サッチャー首相はこれまでの前任者たちと違って新省庁の設立には関心なく、さらにレジャー分野に政府が介入するべきだとは考えなかった。九二年の総選挙で、労働党等は再びレジャー関連の新省庁を政策提案したが、保守党メジャー首相はそれを提案せず、代わりに「国営宝籤(National Lottery)」と「千年基金」を提案した。だが、これ自体が新省庁を意味するものであった。<sup>(2)</sup>「宝籤」については、そもそも八〇年代に「地方自治体宝籤」が認可され、多くの自治体ではその資金を環境整備等に当てていた。サッチャー首相自身は「宝籤」に反対したため政府レベルでの採用には至らなかったが、退陣後はメジャー首相によって先のように選挙公約化されたのである。

総選挙勝利後、保守党政府はデービッド・メラーを大臣に九二年四月に職員二五〇名という小規模で国民文化遺産省を誕生させた。

ところで、こうした行政機構内の移管は何を意味するのだろうか。表面的に見れば、スポーツ行政それ自体があまり強固な基盤を持たず、「漂流」「闇まわし」の状態であることは容易に理解できる。これは労働党政権下の六九年にも起き、そして保守党政権下でも二回起きている。一方で、スポーツが多くの分野とも結合し得る特徴を示しているとも取れる。ともあれ、その管轄官庁が頻繁に変えられるのは、スポーツ政策上スポーツカウンセシルという特殊法人が存在し、かなりの部分を機能しており、SARDという政府自体の機能があまり重要でないことをも示している。この点はまた後に触れるが、ここではSARDの概略を見ておこう。

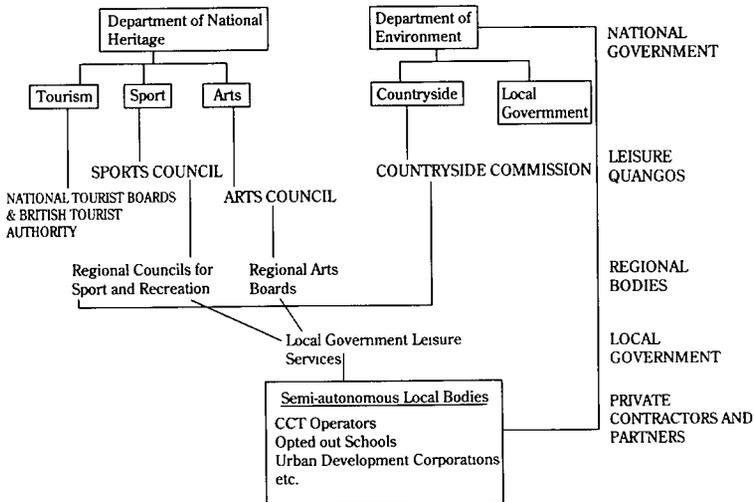
(1) 中村祐司「イギリスにおけるスポーツ行政組織の移  
 管をめぐる法的検討」『スポーツにおける当事者関係の特  
 質』日本スポーツ法学会年報第一号、早稲田大学出版部、  
 一九九四。

(2) Adams, Ian, *Leisure and government*, second edi-  
 tion, Business Education Publishers Limited, 1994, p  
 15.

(1) 国民文化遺産省の行政機構

先ずイギリスのスポーツを含むレジャー行政の体制に  
 ついて、図7-1を見てみよう。<sup>(1)</sup> 国のレベルでは主要に  
 は国民文化遺産省と環境省が主要な位置を占め、レジャ  
 ーの特殊法人としてスポーツカウンシルをはじめとして  
 ツーリストボード、アーツカウンシルそしてカウントリ  
 ーコミッションがある。この下に地方レベルのスポー  
 ツ・レクリエーションカウンシルとアートボードがあり、  
 それらが地域自治体と関わることになる。

図7-1 イギリスレジャー政策の体制



Bramham, Henry, Mommaas, Poel(ed.), *Leisure Policy in Europe*, CABI, 1993.

表 7-1

| 局 名                     | 職員数の割合%  | 予算の割合%    |
|-------------------------|----------|-----------|
| 歴史的王室宮殿局                | 39       | 1         |
| 王室公園局                   | 28       | 2         |
| 遺跡・旅行局                  | 7        | 21        |
| 放送・映画・スポーツ局<br>(内、スポーツ) | 5<br>(2) | 16<br>(6) |
| 芸術・国営鑑局                 | 4        | 20        |
| 図書館・美術館・博物館局            | 3        | 37        |
| 資源・事業局                  | 4        | 3         |
| 総 務                     | 10       |           |

これを全省庁まで含めたものが図 7-1<sup>(2)</sup>である。もちろんこれは SARD が環境省時代のものであるが、スポーツ行政に関連する省庁は「貿易局」「運輸省」「環境省」「農業・水産・食料省」「教育科学省」「厚生・社会保健省」そして「内務省」の全体で七部局あり、スポーツカウンシルを所管する省庁がその中心である。

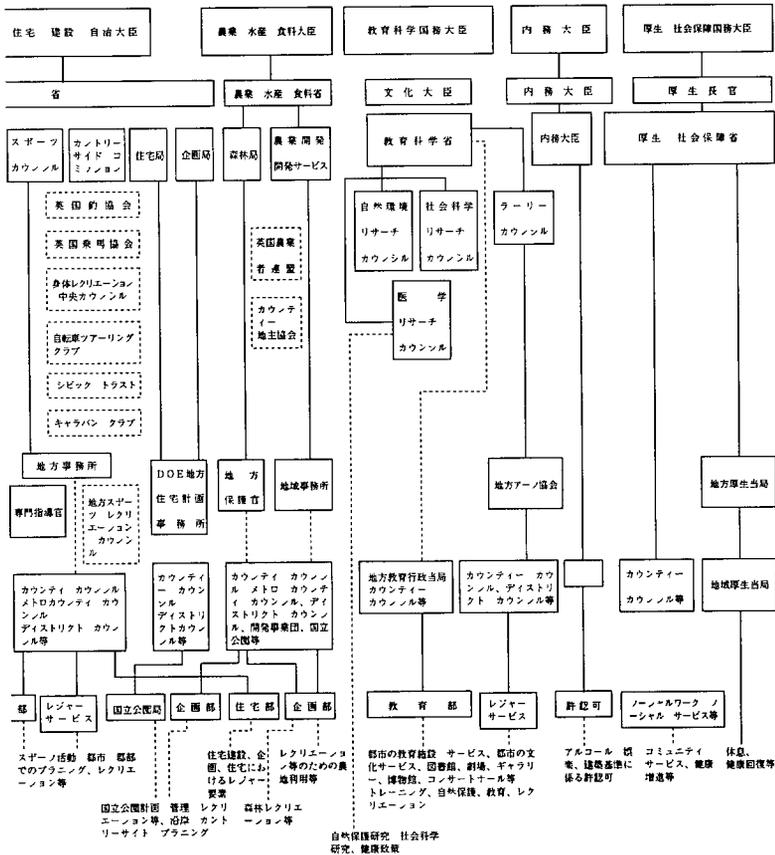
現在の国民文化遺産省の目的は①過去の遺産の保護、②現在の文化の創造と未来の世代への遺産の追加、③遺産や文化を享受できるように人々の機会を拡大する、ことである。その組織機構は七つの局から構成されている。これまでは次のような異なった六つの部局に跨がっていたものをここで一つの省にまとめたものである。つまり芸術(芸術・図書館局、教育科学省)、歴史遺産(環境省)、田園レクリエーション(環境省、農業省)、旅行(雇用省、貿易産業省)、放送(内務省、運輸省)、スポーツ(教育科学省)である。九四年度におけるそれぞれの役割と職員数の割合(全体で一一九九人)、予算の割合(全体で九億七六〇〇万ポンド)の実態は表 7-1 のようである。

特にスポーツだけを取り出して見ると、職員数は二%で二四名、予算額は六%で五九〇〇万ポンド(九四億四千万円、一ポンド＝一六〇円換算)である。

(1) Bramham, P., Henry, I. *Leisure policies in Europe*, CABI, 1993, p 104.

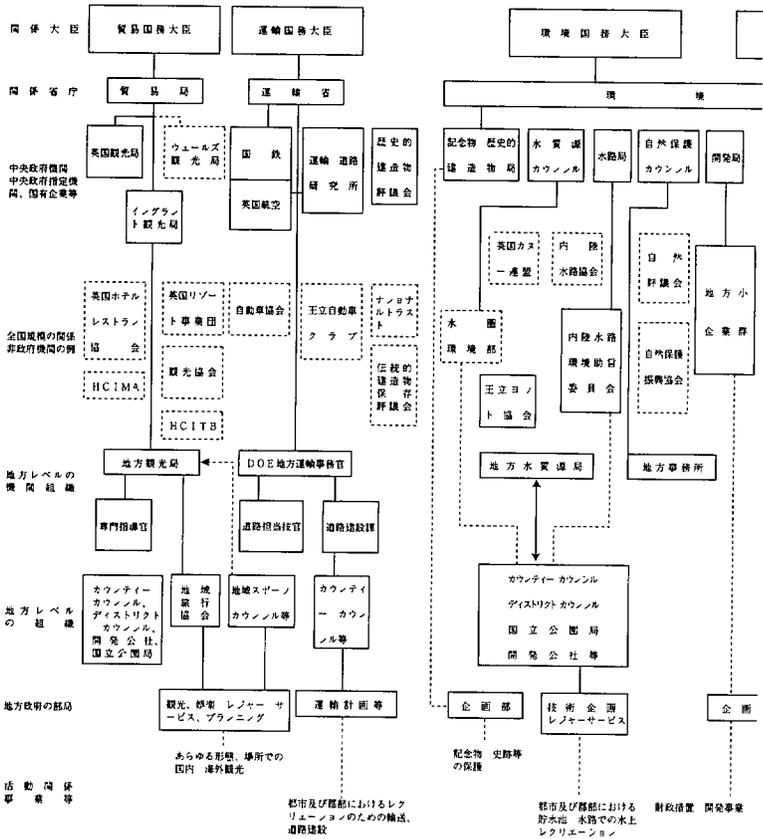
(2) Bennington, J., White, J. *The future of leisure services*, Longman, 1988, p 6, 7. 及び CCAI の資料 *The organisation of sport and recreation in Britain*, by

—トニー トラビス教授及びジュデイー・ホワイト博士による—



イギリススポーツ政策研究 (2)

図7-2 レジャー・サービスに関する政府及び関係機関等の組織 (1983年)



CCPR. 翻訳は笹川スポーツ財団による。

(c) Department of National Heritage, *Annual Report 1994*, HMSO. 以下の引用はこれに依拠する。

(2) SARD (スポーツ・レクリエーション課) の機構

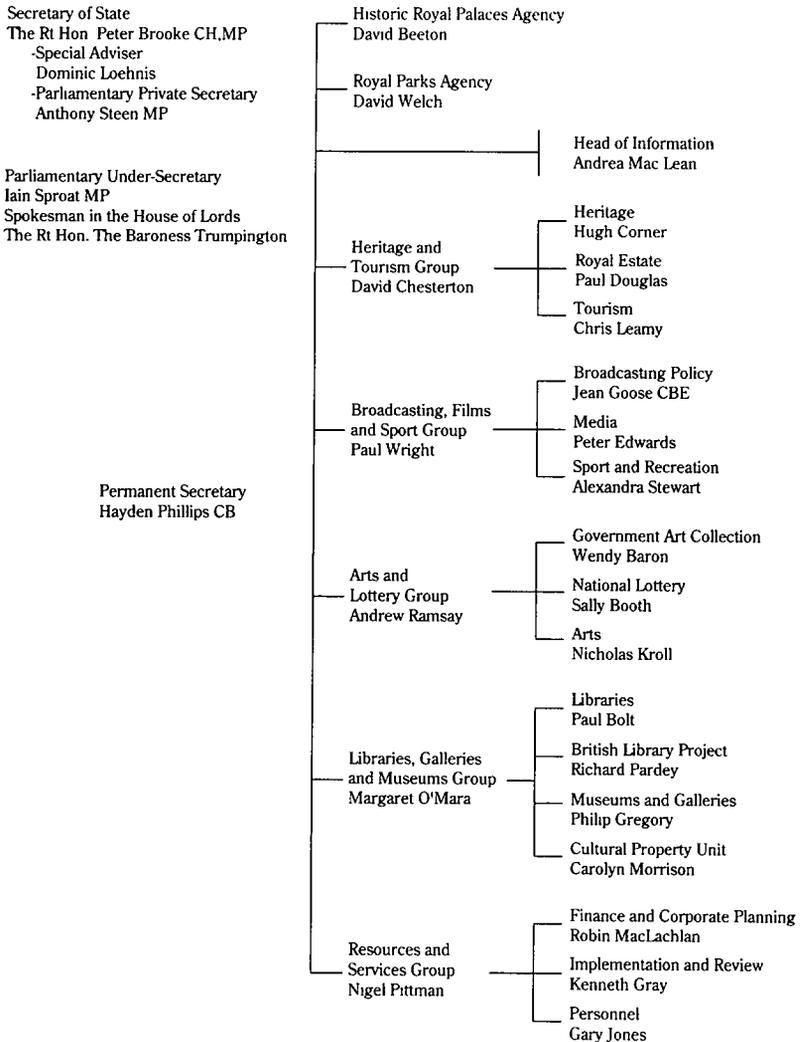
国民文化遺産省は図7-3のように七局から構成されている。そしてSARDは七局の一つ「放送、映画、スポーツ」局に位置し、「放送政策」「メディア」「スポーツ・レクリエーション」の三部の一つである。この「スポーツ・レクリエーション課」は図7-4のようにさらに三課七係に分けられている。一九九五年九月段階での職員数は二十七名である。環境省時代のSARDの人的構成は七九年以前には約五〇人であったが、九〇年段階では環境省全体約六五〇人中二〇人となり、その課は三部門から構成されていた。

(3) 政府のスポーツ政策

政府のスポーツ政策の位置付けは難しい。つまり実質的なスポーツ政策はスポーツカウンシルが担っているからである。一九七二年のスポーツカウンシルの執行機関化の折り、ロイヤルチャーターはこの両者の関係について、「スポーツカウンシルは国務大臣によって発せられる政府の政策を注視しなければならない」として政府によるスポーツカウンシルへの政策提言の権限を保持した。

しかし現実的にはこの両者の関連が常に問題化した。政府から見れば、スポーツ大臣がスポーツカウンシルのメンバーを任命し、政府からの補助金をすべてスポーツカウンシルに渡すから、政府の政策の具体化はある程度実現できると見られる。しかし、もしその具体化が強すぎれば、それは準政府機関への政府の干渉となり、問題化される。したがってロ

図7-3 国民文化遺産省の機構



Department of National Heritage, *Annual Report 1994*, HMSO, 1994

イヤルチャーターにある「政府の政策を注視」するとはいかなる按配であるかが、時の政府とスポーツカウンシルとの綱引きの歴史でもあった。六五年にスポーツカウンシル（諮問機関）が設立されたとき、スポーツ大臣デニス・ハウエルは自らスポーツカウンシルの初代議長をも兼ねた。したがって、政府との関係での矛盾はあまり生じなかったが、七二年にロイアルチャーターを得て執行機関化した段階で、スポーツ大臣がスポーツカウンシルの議長を兼務することは不可能となり、それ以降、この両者の関係が問題化したわけである。七四年の労働党政権復帰に伴い再びスポーツ大臣となったデニス・ハウエルはスポーツ大臣としてのイニシヤチブを発揮すべく、スポーツ分野で初めての政府白書『スポーツとレクリエーション<sup>(1)</sup>』を七五年に発表し、スポーツカウンシルへの「提言」を行った。また、この七四年時点でスポーツ大臣デニス・ハウエルとスポーツカウンシル議長ロジャー・バナスターの権限を巡る確執からバナスターが辞任したことも典型的な事件であった。しかし七九年以来の保守党政権の下で、スポーツ大臣はますます政権党のスポークスマン化し、スポーツカウンシルの議長をはじめメンバーはますます保守党政権支持者で固められ、スポーツカウンシルは政府の執行機関化し、その独立性が危機に瀕している。

政府からのスポーツ政策文書は九〇年にスポーツ大臣の諮問機関の発行した『能力の開発—障害者のスポーツ<sup>(2)</sup>』

図7-4 SARDの構成図

| 課         | 係  |
|-----------|--|
| SARD<br>A | イギリススポーツカウンシル<br>スポンサーシップ<br>スポーツカウンシル<br>CCPR<br>全英スポーツフォーラム<br>女性とスポーツ他<br>スポーツカウンシル再編<br>国営宝蔵<br>ロイアルチャーター  |
| SARD<br>B | 大臣訪問対応<br>障害者スポーツ<br>部活と相互利用<br>子どもの遊びと安全<br>条例<br>ドーピング対策<br>SARD予算<br>国際問題<br>欧州審議会<br>競技団体対策<br>英国オリンピック委員会<br>競技力委員会<br>水系スポーツ安全   |
| SARD<br>C | スポンサー問題<br>スポーツマッチ(スポンサー問題)<br>スポーツと芸術の基金<br>スポーツ振興基金<br>課税問題<br>参加促進(体力促進)他<br>フットボール政策<br>フットボールトラスト<br>フットボールライセンス機関<br>スポーツグラウンドの安全<br>地方自治体<br>施設提供/補助金<br>ブレインクフィールド<br>計画<br>強制競争入札(CCT)<br>田園と水系レクリエーション |

がある。標題からも分かるように、障害者のスポーツ参加策を重点的に提起したものであり、九一年には教育科学省が『スポーツと活動的なレクリエーション』<sup>(3)</sup>を発行した。

九二年四月より国民文化遺産省が発足したが、そのスポーツ分野での目的は次のとおりである。①全年齢グループのスポーツ・レクリエーション参加促進と施設の提供、②競技力向上の施策、③自治体や学校の施設の広範な活用と管理機能の向上、④障害者スポーツと健全者との統合、⑤有効な薬物テストを含むフェアプレーの促進、⑥フットボール場の安全を含むスポーツの安全、⑦イギリスの国際スポーツの促進、である。

九〇年代に入ると学校教育のカリキュラムの国定化が進められ、ナショナルカリキュラムが実施され始め、体育教育の教材にスポーツ偏重、男性性の強調、スポーツの過強調によるナショナルリズム高揚等、批判も盛んになった。この過程は、九〇年代の政策でも触れたように、メジャー首相のスポーツ重視政策をはっきりと示した。その集約的表現が『スポーツゲームを高めよう』<sup>(4)</sup>である。メジャー首相自らその序文を執筆した。ここではイギリスが近代スポーツの母国であることのプライドを思い起こし、「学問」「職業教育」「道徳」と並んで「スポーツ」が学校教育の構成要素の四本柱の一つであるとして、小学校から大学まで、さらに地域で、国際試合で、伝統的なスポーツ・クリケット、ホッケー、水泳、陸上競技、サッカー、ネットボール、ラグビー、テニス等の種目に楯入れをせんとしたものである。こうして国民文化遺産省では最近はこの白書に従い、特に高度化を重視しながらスポーツ振興に尽くしている。

この一方で、スポーツへの大衆参加は地方自治体に委ね始めていることは、スポーツカウンシルの政策にも反映しつつある。

さて、国民文化遺産省への移管は背後に国営宝籤からの財源確保の動向があった。国営宝籤法は九三年一〇月二一

日に下院を通過し、九四年一月から実施された。一七〇年ぶりの復活ということで、新奇さも含めて、初年度の売り上げは予想以上であり、最近のスポーツカウンシルへの政府補助金は五千万ポンド弱 (Annual report 参照) であるが、この国営宝籤からは三億ポンドが来る。その配分権はスポーツカウンシルが所有している。初年度でもありこれまでの老朽施設の改修が差し迫っていることから、主に施設建設 (Capital) へ回されている。運営費 (Revenue) には回されていないことへの批判にたいして、第二課長ポール・ヘロン氏は「今後一定の時間が経てば、運営費にも配分できるようになるだろう」と述べている。<sup>(5)</sup>ともあれ、これまでの六倍もの予算がくるわけであるから、スポーツカウンシルへのSARDの影響力は増すであろう。しかし、これによってスポーツカウンシルへの経常予算の削減はなく、また「スポーツカウンシルとの力関係の変化もない」とヘロン氏はいうが、今後の動向が注目される。

- (1) DOE, *Sport and recreation*, HMSO, 1975.
- (2) DOE, *Building on ability, sport for people with disabilities*, HMSO, 1990.
- (3) DES, *Sport and active recreation*, DES, 1991.
- (4) DNH, *Sport: raising the game*, DNH, July, 1995.
- (5) 一九九五年九月二六日、ロンドントラファルガースクエアアのDNHオフィスで、筆者のポール・ヘロン氏へのインタビューによる。

## 第八章 地方自治体のスポーツ行政の構造

### 1、地方自治体スポーツ行政の概略

イングランドの一九八六年段階の地方自治体の構造は図8-1に示すようである。大まかに見れば三つのパターンに分けられる。第一に首都ロンドンを中心部のシティーと区で構成され、第二にマンチェスターやバーミンガム等の大都市圏はディストリクトが中心であり、第三はその他の地方圏であり、県(カウンティー)―郡・市(ディストリクト)―地域(パリッシュ)―もととは教会を中心にした教区である。この内、スポーツ行政の上で実質的な施策を行っているのは、郡・市議会(Borough & District Councils)である。

地方自治体におけるスポーツ行政の分散の根拠は七六年の地方自治体法第十九条によるが、八三年の「レジャー・環境管理研究所(ILAM)」の設立は関連機関の統合による機能の合理化の実践的、理論的内実を形成した。

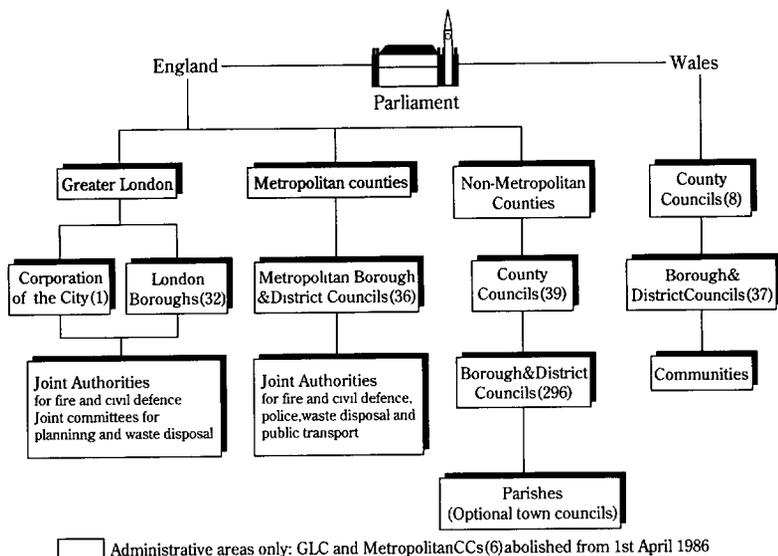
イングランドで三九県(County)、三三九郡・市(District)、約一萬の地域(Local)(以上一九九五年の数値)があり、八九年段階での室内スポーツ施設は一七〇〇以上、それに匹敵する屋外スポーツ施設、そして一五〇以上のゴルフコースを管理・運営している。経費的にはスポーツ施設への資本支出(Capital)は一億ポンド、補助金等は四億ポンド以上を毎年支出している。こうして今や広大なレジャーの機会是人々の「生活の質」を示す重要な指標となっている。

九三年一月一日より教育等の一部例外を除く自治体業務が強制競争入札(CCT)に掛けられる(契約は四〜六年)が、それを促進するために会計検査院から『案内書』<sup>(註)</sup>が発行された。これによればスポーツ支出に占める収入の割合は図8-2に見るように、屋外施設では約二五%、屋内施設では約五〇%、そしてゴルフコースでは九五%となっている。不足分は地方税(Rates)から賄われている。

この『案内書』ではこれまで多くの自治体はその支出に対する実績の評価をほとんど行ってこなかったとして、管理・行政上の不備を指摘した。だから強制競争入札(CCT)を導入せよという論理である。ここでも、CCTは基

図8-1 イングランドとウェールズの地方自治体の構造

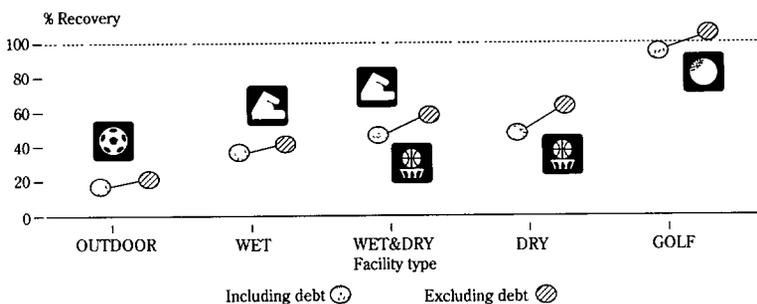
Local Government Structure of England and Wales  
(from April 1st 1986)



Adams, I., *Leisure and government*, second edition, Business Education Publishers Ltd, 1994, p41.

図8-2 支出：収入の割合

The average recovery rate (ratio of income to expenditure) varies with type of facility



Source: Audit Commission analysis of CIPFA 'Leisure and recreation statistics 1988-89 estimates'. The analysis excludes support for sport charged to urban parks and open spaces.

\*Capital charges currently relate to outstanding debt. Facilities without such charges because, for example, they were financed from capital receipts appear unrealistically cheap compared with others. This will change if CIPFA's proposals for a new capital accounting system are implemented. revenue accounts should then reflect capital costs in a more realistic way

本政策が議会で決定され、委託業者はその範囲で行うのであるから「民営化 (Privatisation)」ではないとしている。こうして自治体は自らサービスの執行者 (Operators) から、サービスの組織者 (Enablers) へと変身すべきだと『案内書』<sup>(2)</sup>は述べている。そして、自治体が抱えるスポーツ施策上の諸問題を円滑に推進するために、施策の戦術を再考し、CCTへの準備を万端に整えることであると括った。特に前者の自治体の施策は図8-3のように、プライベートセクターとボランティアセクターとの関わりで自治体の役割も示している<sup>(3)</sup>。

さらに県議会協会はCCTの導入を控えて、クーバーアンドリブランド社に依頼して自治体のレジジャー・レクリエーション部門の業務見直しの基礎資料として『レジジャー・レクリエーションにおける地方自治体の役割』<sup>(4)</sup>を作成した。レジジャーやレクリエーションの提供は自治体にとって法的義務はないが、戦後「レジジャー・フォー・オール」の理念で自治体は推進してきた。しかしレジジャーそれ自身のためよりも社会的緊張の除去、新投資のアトラクション、健康促進、犯罪の減少等のための手段として位置付けられやすく、行政における位置も高い方でない。とはいえ、住民のレジジャー・レクリエーション要求に最も積極的に対応してきたのは自治体であるが、九〇年代に予想される「資金不足」「利用者の要求の拡大と多様化」「産業促進策も含めた高度な政策と戦術の作成」の対応に迫られることを警告した。だが、何をどこまで自治体が直接的に提供するのか、中央政府とのバランスはどうかあったらよいか、さらに九三年からのヨーロッパ市場統合に向けて、自治体や国を越えていかに共同すべきかなどには十分応えきれてはいない。

八八年の地方自治体法によって九〇年四月以降、国から地方財政へ配分される財源は①コミュニティ・チャージ (ポールタックス、一九九三年に財産税としての Council Tax に置換された) が二五%、②National Non Domestic Rates (NNDR) と③Revenue Support Grant (RSG) を合わせて五〇%であり、したがって、自治体独自には二五%の自由度しかない。これは中央政府による自治体の権限や労働組合の力の縮小化であり、一方で自治体業務の

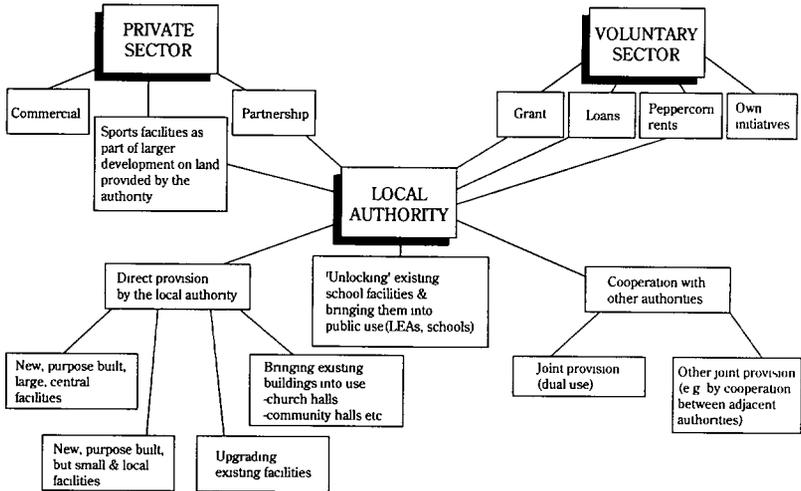
市場化を意図している。<sup>(6)</sup>

こうした状況にあっても、自治体は国民・住民へのスポーツ提供の今なお主要な機関である。この事は、スポーツの公共的性格の継承がしっかりと行われている証左でもあるが、この段階で自治体がスポーツを含むレジャーを提供するのは、以下の理由が考えられる。<sup>(7)</sup>

- ・レジャーが地域住民の生活の質を改善する。
- ・新しいサービスマニヤや施設が雇用を作り地域経済を活性化する。
- ・改善された地域環境や新たな魅力は観光資源として貢献する。
- ・改善された生活の質はその地域へのビジネスを引き付ける上で貢献する。魅力ある地域環境は企業が立地条件とする上での大きな要因となる。
- ・大きな企画は地域の評判を高め、旅行者や企業を引き付ける上で貢献する。
- ・レジャーは法定的サービスの上限でなされる中央政府の厳しい統制から比較的自由であり、地方議員や自治体職員が独自に刷新したり、あるいはその指導性を発揮しやすい。
- ・レジャー企画には自治体の限定された財源の外部から資金を導入しやすい。ヨーロッパ委員会、ツーリストボード、カントリーサイドコミッション、スポーツカウンシル他の機関はすべて認可事業への資金を有している。合同事業として私企業からも資金は可能である。

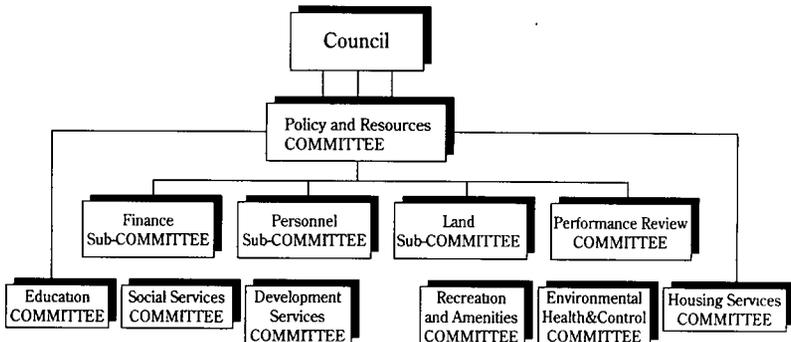
自治体のサービスの中で、総合的なレジャーサービスを発展させるスペシャリストが多数成長している。以上のように、自治体の経営方針を巡っていつその民営化論と自治体分担論、表現を変えればサッチャリズムによるマネタリズムでの個人責任路線を進むのか、一定の民営化を踏襲しつつもさらなる福祉路線を進むのか、今後の

図8-3 三部門の相互の関連



Audit Commission, *Sport for whom? Clarifying the Local Authority Role in Sport and Recreation*, HMSO, 1989, P20

図8-4 大都市の委員会構造



Adams, I., *Leisure and government*, second edition, Business Education Publishers Ltd, 1994, P50.

中央政府の在り方とも関わりながら、自治体としての模索が続くであろう。いずれにしても、自治体自体がこれまでの官僚的な硬直した体制の改善を含めて、どのような方向かは定かでないが、大きく変わらざるをえないことも事実である。<sup>(7)</sup>

図8-4は典型的な都市地区の議会の委員会構造である。イギリスでは郡・市あるいは地域議会の議員の報酬は無く、ボランティアである。そして議会の構造に行政の構造が対応し、議会は議決機関であると同時に執行機関でもある。国レベルの官僚(シビルサーバントと呼ばれる)はポストを頻繁に移動するが、地方自治体では上級幹部は専門家が<sup>(8)</sup>多く、ポストの移動は殆ど無い。その代わり、他の自治体の類似のポストへ「転職」することが多い。

- (1) Audit Commission, *Sport for whom? Clarifying the local authority role in sport and recreation*, HMSO, 1989, p. 1.
- (2) 同様な指摘として、単にサービスマネージャーとしてではなく、enabler, facilitator, regulator, supervisor等の形容詞が提起されている。Adams, Ian, *Leisure and government*, second edition, Business Education Publishers Limited, 1994, p. 64.
- (3) Audit Commission, *ibid.*, p. 19. また、ホーリソンは地方自治体のレジャーサービス上の問題点として、次の三点を上げている。①CCCへの対応 ②施設共用 (Dual use) ③施設戦略の発展が必要。Houlhan, Barrie, *The government and politics of sport*, Routledge, 1991, chapter 3, the role of local government in sport 参照。
- (4) Association of County Councils, *Local government's role in leisure and recreation*. The review of local government, Paper number 10, February 1992, Coopers & Lybrand Deloitte.
- (5) Elvin, Ian, *Sport and physical recreation*, Second edition, Longman/ILAM, Leisure Management Series, 1993, p. 37

(6) Adams, *ibid.*, p 44, 5.

(7) *Op. cit.*, p 65.

(8) *Op. cit.*, p 47.

2、イーストミッドランドスポーツカウンシル (EMSC)

イングランドのスポーツ政策は中央組織であるスポーツカウンシル (SC) で立案され、九つある地方スポーツカウンシルはそれぞれをそれぞれの地方へ降ろす役割を持っている。そのうちの二つイーストミッドランズSC (EMSC) はその管轄下にレスター県、ノッティンガム県、ダービー県を含み、このEMSCには「EMスポーツ・レクリエーション地方評議会」が作られている。これはこの地方のスポーツ行政の課題を討議し、自治体へ助言を与え、さらにはSCから降ろされてきた補助金の配分を審議する。最近の五年計画ではSCの方針とも連携を取りながら、大衆化と高度化の両面での方針を立てている。

大衆化では特に①八〜一七歳の子ども、②女性、③五〇歳以上、そして④障害者や貧困層、民族的マイノリティー、そして農村地域などの人々の参加を重視してきた。

先にも触れたように、スポーツ行政の上で実質的な施策を行っているのは、郡・市議会 (Borough & District Councils) である。次に二つのスポーツ行政とそこでのスポーツクラブの実態をケーススタディ的に把握する。

- 3、ラッシュクリフ郡のスポーツ行政
- (1) ラッシュクリフ郡

ロンドンから北北東約一五〇キロメートル、イングランド中部のノッティンガム県、その南部行政区の一つとして人口一〇万のラッシュクリフ郡がある。農業と炭鉱と工業がバランス良く栄えたのどかな地方である。郡の中心は県庁所在地ノッティンガム市に接し、大都市の一環に位置するが周辺部はまた伝説ロビンフッドの活躍したシャーウッドの森もある新興住宅地域と農村である。プロサッカーチーム「ノッティンガム・フォレスト」の本拠地がある。

議会会派は、保守党二六(四三)、労働党一七(五)、自民党二〇(二六)、無所属一(〇)の計五四名である。括弧内は一九九五年五月の地方選挙前の構成である。保守党が大きく減り、労働党が躍進した。議会は八委員会に分かれ、その一つが「レクリエーション委員会」で、議員二八名が関与している。

この委員会に対応する行政組織の「レクリエーション部」は、スタッフ三〇名と若干のパートタイマーがいる。その数は他の郡に比べて多いが、それはラッシュクリフ郡が後に述べる諸施設の運営に関わって民営化を行っておらず、すべて郡職員で対応しているからである。同じ保守党主導の郡の中でもやや特異的である。またここにはスポーツカウンスルの地域版である「スポーツ身体レクリエーションカウンスル」はない。<sup>(1)</sup>また、三〇名のスタッフのうち半数は専門職である。

## (2) スポーツ行政

郡の予算総額は一二七億円であり、スポーツ・レクリエーション関係はその一一%の一億四千万円である。その中でも、公園・運動場の管理、室内ボウリング、ゴルフコースの管理、それにスポーツ発展の諸計画費である。

施設は四つの総合レジャーセンター(体育館、プール、トレーニングセンター等)、室内ボウリングセンター一つ、屋外グラウンド(サッカー、ラグビー等一〇面)、ゴルフコース等がある。総合レジャーセンターの一つであるピン

ガム町のその内容は以下のとおりである。

- ・メインホール（用度としてバドミントン、バスケットボール、バレーボール、そして屋内のテニス、サッカー、クリケット等ができる。）
- ・小ホール（用度は体操場、カフェー、バー等があり、多目的ホールとして結婚式等にも使われる。）
- ・八面の屋外テニスコート（四面は照明付き）
- ・陸上競技場・サッカー・ホッケー場（人口芝、照明付き）
- ・トレーニングセンター
- ・二五mの温水プール十子ども用ウォータースライド
- ・一二mの教育プール
- ・スカッシュコート三面
- ・スノーカーテージ二台

以上の他にこのラッシュクリフ郡にはヨーロッパで一番といわれるピエールボン国立水上スポーツセンターがある。直線二kmのボートコースがあり、圧巻は急流を人工的に操作できるカヌーコースである。常に世界中からの視察団が後を切らない。合宿所も一級品である。

その他屋外スポーツ公園、公立公園・博物館などもある。さらに民間施設としては、キャンプ場五、オートキャンプ場五、軽飛行機・パラシュート場一他もある。

スポーツ施策の点で強調すべきは、このビンガム町にあるレジャーセンターはイギリスで初の学校教育との「共同使用計画 (Dual use)」の下で作られたものである。したがってこの郡の六つの中学校の運動施設はすべて地域との

協同使用計画の下に建設、運営されている。この点が、ラッシュクリフ郡の最大の特徴である。一九九三年一月から全面実施された自治体業務の強制競争入札も学校教育施設は免除されており、このラッシュクリフ郡のスポーツ施設も競争入札を免れている。その分、運営はすべて自治体が行っており、他の自治体に比べて自治体職員数が多くなっている。レクリエーション部部長のピーター・チャルマー氏によれば、民営化の予定は無いという。

四つのレジューセンターの一つである「ラッシュクリフ・レジューセンター」は「共同利用」のしかりとした理念の下に、学校とセンターを郡当局そして県当局の合同管理委員会方式による典型的な運営として、スポーツカウシルの九二、九三年度の優良施設として表彰された。<sup>2)</sup>

(一) 一九九五年九月一八日、レクリエーション部部長、ピーター・チャルマー氏へのインタビューによる。一九六五年のスポーツカウシルの段階以降から無かったのか、その後廃止されたのかは、チャルマー氏にも分からないと言う。

(二) Sports Council, ILAM, *The community use of sports facilities on school sites, A review of the 1992 and 1993 Sports Councils' Management Awards*, February, 1994, Sports Council, p.47.

#### 4、チャーンウッド郡のスポーツ行政

##### (1) チャーンウッド郡

ラッシュクリフ郡の南に接するこの郡はレスター県の北に位置し、伝統的にフォックスハンティング(狐狩り)でも有名で、郡の紋章は狐である。人口約二千ぐらいの小さな町が三四も点在し、その中心に五万人の大学町ラフバラ市が位置する。

チャーンウッド郡議会は五二名の議員がおり、会派構成は労働党三〇(九)、保守党一五(四〇)、自民党五(一)、無所属二(二)である。括弧内は同じく一九九五年五月の地方選挙前の構成であるが、保守党の強かった地域が一気に労働党に変わってしまったことが分かる。これはこの国の自治体全般に起きたことで、中央の保守党政対に対する反発や、地方自治体圧迫の結果であるといわれている。

議会は「政策・財政委員会」「保健・住宅環境委員会」「企画委員会」「公共サービス委員会」の四委員会を構成し、議員は各一四名ずつ所属している。「公共サービス委員会」に対応する行政部には「郡レジャーサービスマン」<sup>(1)</sup>がおり業務を執行している。年間のスポーツ関連予算は一億七五〇〇万円で全体約一一〇億円の一・六%である。

## (2) スポーツ施設

チャーンウッド郡のスポーツ施設は豊富である。例えばサッカーコートは、開放される大学の五面、小中学校の一〇面、地域の二三面、合計二八面。ラグビーピッチはすべて芝生の一八面、プールは学校のも含めれば一五、体育館大小二七、体操場六。その他ホッケー、クリケット、ネットボール、テニス、陸上競技場、クライミング壁等々である。

最近では企業による営利施設としてのアーチェリー場やゴルフ場(ショートコース)も建設されている。

成人教育としてのスポーツ教室も豊富で、それぞれの地域の施設で昼夜開講している。バドミントン、体力増進コース、ヨガなどに人気があり、若者向けのバスケットボール、水泳、ホート、ロッククライミング、柔道、ゴルフ等々も盛んである。

イギリスの失業者問題は深刻で、社会安定策の上からスポーツ・レジャーも重視され、特に若者向けの教室は優先

的である。その他に、カヌー、キャンピング、アーチェリー、フェンシング、アイススケート等も開催されている。これまで政府もスポーツカウンシルもそして地方自治体も、学校開放について推進してきたが、施設の破壊が夥しく、地域の成人教育指定校を除けば、実質的な権限を持つ校長は軒並み消極的な傾向にある。

(3) チャーンウッド・スポーツ身体レクリエーションカウンシル

チャーンウッド郡議会と行政に対して諸要求を提起し、補助金の配分を決め、さらには役員体制を選出する「チャーンウッド・スポーツ身体レクリエーションカウンシル」(CSPRC: Charnwood Sports and Physical Recreation Council) が結成されている。地域のスポーツ政策を検討し、行政の政策決定過程への意思反映機関であるが、準政府機関ではない。これには二九種目、一四四クラブが登録され、主にチャーンウッド議会からの補助金の配分について議論する。年一回総会と、日常的には九名の各競技団体代表と三名の自治体職員で構成される執行委員会が六回開かれる。選出団体構成はスポーツ部門から六名、野外活動領域から一名、水域レクリエーション領域一名、そしてダンス領域から一名である。国レベルのスポーツカウンシルや地方スポーツカウンシルが、政治の直接介入を回避した準政府機関としての自治的組織形態をとっているのと同様に、地域のスポーツカウンシルでもその精神は踏襲されている。もちろん議会や行政からの委員が要所を占めているが、単純な行政の下請機関ではない。議会の「公共サービス委員会」に直結する行政部の「郡レジジャーサービス官」が委員会の指示を受けて計画を作成することになるが、郡の政策全体や予算配分の関わりから「政策・財政委員会」や「企画委員会」との調整は必須である。だが、八〇年代のサッチャリズムの下で、そうした住民参加の形態が著しく圧迫され、この「チャーンウッド・スポーツ身体レクリエーションカウンシル」も最近では有名無実となっている。

参加クラブは登録団体として、自治体施設の優先的な使用を認められているが、直接的な補助金は八〇万円（五〇〇〇ポンド、一ポンド＝一六〇円）足らずであるから、たいしてもめることもない。

(4) スポーツ施策の特徴

このチャーンウッド郡は中心のラフバラ市にも民族的マイノリティーが一定在住するが、大都市におけるほどの深刻な問題は抱えておらず、特別に彼等への手立ては採っていない。行政部の「レジャーサービス官」であるロイ・スコット氏は今後の課題として二つ上げた。一つは子どもの遊び場をより多く作ることである。スポーツフィールドや公園が結構点在しているように見えるが、もっと身近な公園を建設する予定である。最近、イギリスの子どもたちの体力低下、運動不足（特に女子）が問題化されているが、こうした問題も遠因として意識されている。二つ目は、ラフバラ市の中心に位置するオープンマーケット地域の車両進入禁止、歩行者専用化である。ここは普段は駐車場となるが、水曜日と土曜日にはオープンマーケットとなり、露店が並ぶ。これは一〇〇年前からの伝統であり、こうした伝統保護、経済活況、環境保持の立場から計画されているものである。これは単にレジャーサイドからの提案では不可能であり、タウン計画全体の一環である。イギリスにおけるこのチャーンウッド郡のスポーツ政策の位置は平均的なもの（ロイ・スコット氏）である。

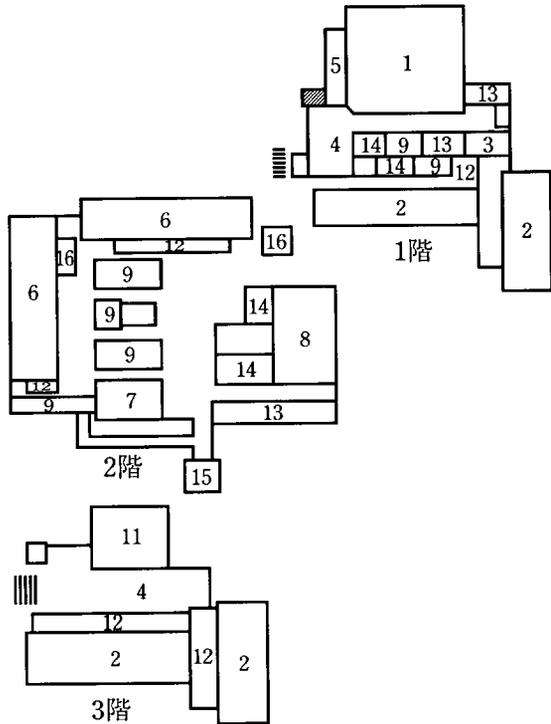
(5) チャーンウッドレジャーセンター

このレジャーセンターはイギリスでも一般的な総合スポーツ施設だが、センターのスローガンは「家族全員のレジャー」で、このような総合的なスポーツ施設が地域の中心にあり家族がこぞって参加でき、市民の憩いの場ともなっ

ている。図8-5を見ながら補足したい。

- 1、スポーツホール…三六・四×三二mのフロアーで、バドミントン、ネットボール、五人サッカー、バスケットボール、ホッケー、バレーボール、卓球などが可能。開館は朝九〜夜一時。
- 2、スカッシュコート…七面。開館は朝九〜夜一〇時半。
- 3、マルチ・ジム…一五セットの器具が設けられ、クラブでも個人でも可能。朝九〜夜一時。
- 4、ロビー
- 5、植物
- 6、プール…メインプール二五×二二・五m。深さは〇・九〜一・九m。サブプール二〇×一〇m。子どもや未経験者用。午後二〜八時。午前中は学校使用。
- 7、サウナ・サナルーム…二二〜九時。
- 8、保育室と会議室…玩具が揃い、専門の保育者がいる。午前九時半〜一二時半、午後二〜五時。

図8-5 ラフバラレジヤースターの平面図



- 9、更衣室・シャワー
- 10、救急室と洗濯室
- 11、バーとラウンジ…プールを見渡せる魅力的な広場。結婚披露宴や貸切も可能。自動販売機も設置。開館昼一二時、夜七時。
- 12、観覧席
- 13、事務所
- 14、トイレ
- 15、入り口と切符売り場
- 16、エレベーター

(6) 強制競争入札 (CCT) の実情

CCTはスポーツ施設の管理・運営を入札によって最も安く請け負った者に委託するものだが、このラフバラレジャーセンターも一九八八年の委託以来業者は二社目であり、現在は「セルコ」という自治体業務請負業者に委託されている。当初の業者は倒産した。最近、こうした業者の倒産も増えているようで、いろいろと問題を抱えている。CCTに対する、つまり民営化への理論的な批判はあるが、こうした現実的な諸問題を含めた批判はこれからのテーマとなっていくであろう。

以上、二つの隣接する郡のスポーツ政策を見てきたが、同じような地域特性を持ち、これまで同じように保守党の

牙城であった郡であるにもかかわらず、その行政内容は大きく異なる点も多い。そして、それゆえに全国の自治体の典型としての意義も有している。ラッシュクリフ郡は学校教育との「共同使用計画」の下に、その施設の競争入札(CCT)を回避し、また施設の合理的活用を積極的に推進している。また、スポーツ政策への市民参加の象徴であった地域のスポーツカウンシルは、一方にはあったが、他方には無かった。前者にせよ実質は有名無実化された現実ではあるが。

ともあれ、この両者に共通することは、自治体レベルでのスポーツ行政が中央政府の加えるサッチャリズムの圧力の下で、全面的な民営化を要求されているにも関わらず巧妙な諸方策によって、一九七〇年代の福祉国家施策のラインを維持し、いっそうの拡大を計画していることである。

これはイギリスの福祉国家政策の今後の全体像との関わりの中でしか評価できないが、この範囲においていえることは、地域レベルでは単純に民営化には突進できないこと、さらに中央政府との対立の中に、福祉国家施策の今後の展望の芽が秘められていると考えることができる。

(1) 本項目の内容は一九九五年九月一日、チャーンウッド郡・レジチャーサービス官ロイ・スコット氏とのインタビューによる。

##### 5、ラフバララグビークラブ

次いで、この地域で活動するスポーツクラブについて検討したい。ボランティア部門に位置付く地域スポーツクラブ独自の活動と自治体との関わりが明確である。

(1) クラブの概略

このラフバララグビークラブは八〇年の歴史を持つ。会員は成人一二〇名（内プレーしない人二〇名）であり、全部男性。以前女性部も設けたが潰れた。その他、一一歳までのミニクラブは八〇名、一九歳までのジュニアは一〇〇名。特別な制限をしているわけではないが、クラブの規模としてはこの一〇年間変っていない。

執行委員の構成は一〇名で会長、議長、書記、会計、その他五委員会（ミニ・ジュニア、社会資金、ハウス・グラウンド、技術、若者発展）の委員長がいる。成人は五チームで、壮年部も設けられている。各チームは競技レベルで分けられ、レベル間の昇格降格は毎週のキャプテン会議で行われる。微妙な問題であり多少の不満が出る場合もあるが、伝統的にしっかりと行われている。

ミニやジュニアの指導は、全国ラグビユニオンからの指導もあり、「過熱」はない。（サッカーでは多少あるという。）

(2) クラブ運営

総会は年一回、執行委員会は毎月一回。活動は週二回の練習（火・木の夜、照明有、二時間弱）と試合一回。オフシーズン（六、八月）は主にドレーニング（練習）を行う。その他社会的活動として、クリスマスパーティー、ディナーダンス、バレンタインディナー等六回活動をしている。これらには家族も参加し、このクラブの売上（後述）に反映する。

ラグビーピッチ三面（すべて芝生）とクラブハウスは自治体チャーウッド郡からの借用で、年間の借用料はピッ

| クラブ財政 (1993年度) |             | 収 入   |            | 支 出       |            |
|----------------|-------------|-------|------------|-----------|------------|
| 収入総額           | 2,288,160 円 | バー売上  | 41.4% (45) | ハウス・グラウンド | 64.6% (60) |
| 支出総額           | 2,228,160 円 | 会 費   | 22. % (20) | 管 理 費     | 18.9% (10) |
| 収支決算           | 60,000 円    | 他 収 入 | 20 % (25)  | 消 耗 費     | 15.9% (20) |
|                |             | 社会活動  | 16.6% (10) | プレイ経費     | 0.6% (10)  |

チが約一十万円（六八六ポンド、ポンド一六〇円換算、以下同様）、ハウスが約七十一万円（内三分の一強が税金）である。このクラブは自治体登録団体でありハウス使用料は半額である。したがって七〇万円相当のいわば「隠れた補助金」を受けていることになる。

各項目の割合は上記に示すとおりである。括弧内の数字は公認会計士でありこのクラブの会計係のバーネット氏の目標とする割合である。彼によれば、このラフバララグビークラブの財政はイギリスの地域スポーツクラブとして一般的であり、バーの売上が四一・四％で、このバー収入を四五％まで伸ばしたいという。バーはクラブハウスの一隅に設けられていて試合の後、両チームや家族たちがここでビール等を飲みながら交流したり、家族的イベントでの売店になる。クラブハウスは一〇〇㎡くらいの談話室の他に更衣・シャワー室、器具庫などが設けられている。こうしたクラブやクラブハウスの在り方はこの国のスポーツが交流の場であることを強く示している。このクラブは歴史も古いのである程度の既得権を持っているが、クラブ数の多いサッカーではクラブハウスがないところもある。

年会費は一人約五六〇〇円であり、これも平均的であるという。（会員の内、失業者が五人、学生一〇人いるが、彼等の会費は三六〇〇円に減額されている。）

支出でみると、グラウンドとクラブハウス使用料とそれらの維持費を含めて約六五％である。（バーネット氏は六〇％に下げたいと考えている。）管理費では地方上部機関への上納金は九六〇〇円、国のユニオンには三二〇〇円である。

プレイ経費が少ないのは試合税（ユニホーム洗濯代や賄費）約六〇〇円を一回ごとに徴収し、

それによって相殺するためである。会費が安い代わりにこうした寄付金的な費用で代替している。パーネット氏によれば、トレーニング費やピッチ維持費がかかるのもっと資金が欲しいという。

### (3) 自治体との関連

以上のように、地方自治体からは施設貸与（ピッチとクラブハウス）と税金の減免を受けている。この芝生のピッチ三面とクラブハウスの貸与はこのクラブの運営にとって決定的な基盤である。

この自治体チャーンウッド郡は人口一五万人であるがラグビーピッチだけでも一八面あり、多様に使用されている。二つのラグビークラブがあり、一つは本ラフバラであるが、他方は別のラグビーピッチとクラブハウスを借りている。

### (4) クラブの役割

自治体からは施設と税金の減免を受けている。こうした公的保障という基盤の上でこのクラブが地域に根を張り、地域の人々の社交場となることができる。

また、クラブの運営も会則の下に総会、執行委員会、各種委員会が持たれ、年齢差、技術差に応じた要求に対応させると同時に多様な社会的活動も行われている。

只、このクラブからは未だ全国代表選手を出しておらず、それが課題であるという。

会員から見れば、会費も高くなく、ラグビー以外の社会的な活動も行われ、夫ないし父親だけの参加になりがちなラグビークラブがこうして家族的な交流もできるようになっている。以前は試みられた女子チームが存在すれば、活動はもっと総合的になるだろう。

(1) ラフバララグビーユニオンクラブの会計デービッド・バーネット氏 (Treasurer Mr. David Barnett) には一九九五年九月二四日、ラフバラ近郊のロングワットンのバブ「ファルコン」でインタビューした。

## 第九章 スポーツカウンシル他の組織と活動

### 一 スポーツカウンシル

#### 1、スポーツカウンシルの歴史

第一部の歴史で触れたように、スポーツ団体の連合体である「身体レクリエーション中央評議会 (CCPR)」は、停滞化するイギリススポーツの活性化と深刻化する青年問題への対処を兼ねて、一九五七年にスポーツ奨励のための委員会を設置し、そして「ウォルフエンデンレポート」(一九六〇) が生まれた。ここでは、地域スポーツの振興と国レベルでの「スポーツ発展評議会」の設立が提言され、イギリスにおける国民スポーツ、大衆スポーツへの国の政策 (介入) の最初の提言となった。

六五年には、助言機関としてのスポーツカウンシルが生まれた。初代議長は初代スポーツ大臣でもあった労働党のデニス・ハウエルが務め、カウンシルは以下の四つの委員会を設けた。

- a スポーツ発展とコーチ委員会 (議長 A・D・マンロウ)
- b 研究と統計委員会 (議長 R・バニスター)

c 国際委員会 (議長 Lady・バートン)

d 施設計画委員会 (議長 Lord・ポーチェスター)

一方地方組織は、ウェールズ、スコットランドそして北アイルランドにそれぞれ独立したスポーツカウンシルを設け、イングランドには独立したものは設けず、全国機能に含めた。そして、イングランドを九地区に区分して「地方スポーツカウンシル」を設け、国レベルのスポーツ施策の地方・地域への密着を目指した。この機関の職員は公務員であり、地方スポーツカウンシルがその後、地域自治体と協力しながら地域のスポーツ施設の実態調査、必要施設数の算定、地域住民のスポーツ参加施策の作成の上で、極めて大きな指導性を発揮した。

スポーツの国家的施策はますます重要となり、一九七二年には保守党政権下でロイヤルチャーターを得て、準政府機関としての執行機関となった。これは「スポーツ省」という直接的な政府機関ではなく、あくまで政府から一定程度独立した特殊法人 (Quango: Quasi-Non-government Organization) である。だが、ロイヤルチャーターを得ることによりスポーツ大臣はスポーツカウンシルの議長を兼ねることができなくなり、スポーツ大臣とスポーツカウンシル議長の関係は指導権を巡って微妙となった。

既に、西ヨーロッパ諸国では国民のスポーツ参加を保障すべく、国家施策がいろいろと成され始めていた。近代スポーツの発祥地であるイギリスは、やや遅れて出発した。西ヨーロッパのこの背後には、東欧圏スポーツの急激な進展があったこと、西欧における福祉国家政策の一環にスポーツが浮上してきたこと等がある。欧州審議会 (The Council of Europe: CE) では六六年に「スポーツ・フォー・オール」の理念を採用してスポーツ振興策を目標とし、七六年には「スポーツを享受することはすべての人の権利である」と謳った「ヨーロッパスポーツ・フォー・オール憲章」を採択した。これは後にユネスコの「体育・スポーツ国際憲章」(一九七八)に継承されている。(詳細は第十章

参照)

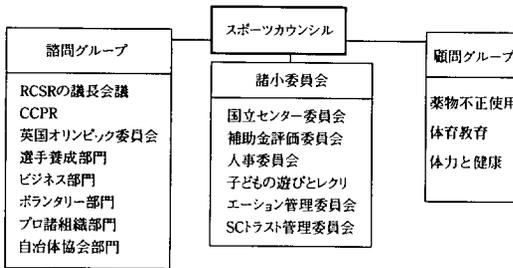
この間イギリスでは労働党スポーツ大臣デニス・ハウエルの主導の下に七五年の環境省白書『スポーツとレクリエーション』を作成し、地方スポーツカウンシルの下に「スポーツ・レクリエーション地方協議会」を設けた。そのメンバーは各地方行政やスポーツ団体の代表者によって構成され、その議長や一部のメンバーはスポーツ大臣から任命された。この地方協議会は各地方のスポーツ・レクリエーション、教育、財政、その他の行政に関わる利害や関心事項を反映し、施設整備や振興・投資の上で中心的な役割を果たし、スポーツ政策・行政における住民参加の具体的な方法を模索した。国と地方・地域の連携をより緊密化せんとするスポーツ大臣デニス・ハウエルの戦略・戦術でもあった。しかし、スポーツカウンシルは七九年以降のサッチャー政権下で、スポーツへの民営化導入の役割をも担われるようになった。

一九九五年の案ではイングランド内の「スポーツ・レクリエーション地方協議会」を廃止する方向である。<sup>(1)</sup> これまで地域スポーツ発展の実質的な推進機関であったこの組織の廃止は、保守党政府にとってその使命を終えたと判断されたからである。そしてそれはこれまでのスポーツカウンシル体制を根本的に改変する要素を含んでいる。一方、初代のスポーツ大臣でスポーツカウンシル議長であったデニス・ハウエルは今後の政策重点としてこの「スポーツ・レクリエーション地方協議会」のいっそうの充実を提起<sup>(2)</sup>しており、政策的対立点であることが分かる。

各組織の委員会の人選は一九九五年三月三日と二九日にそれぞれ英国一〇、イングランド一五名がスポーツ大臣から公表されている。

(一) DNH, *Stephen Dorrell announces membership of new sports council for England*, 29 March 1995.

図9-1 スポーツカウンシルの組織 (1989年)



Sources Houlihan, Barrie, *The Government and Politics of Sport*. Routledge, 1991, P93

2、スポーツカウンシルの機構

- (2) 一九九五年九月二〇日における筆者のデニス・ハウエル氏へのインタビューによる。詳細は補論「デニス・ハウエル研究」参照。
- (3) DNH, *Stephen Dorrell sets out next steps for sporting success*, 23 March 1995.
- (4) (1) に同じ。

政府のスポーツ担当部局 (SARD) は長い間環境省 (一九八七年段階のスポーツ・レクリエーション課の専任職員は約二〇名) の中であつたが、現在では国民文化遺産省にあり、政務次官がスポーツ大臣を兼ねている。

スポーツカウンシルはこの担当部局の所管にあるが、既述のように自治を持った準政府機関である。

(1) 中央スポーツカウンシル

イギリス国内のスポーツカウンシルはイングランド、ウエールズ、スコットランド、北アイルランドにそれぞれ本部がある。

イングランドの機構は図9-1のようになっており、ロンドンの本部事務所 (専任職員数一五六) と九地方スポーツカウンシル (二〇七) をして四つの国立スポーツセンター (二七二) があり、職員数は一九八九年には合計六三三五名である。

中央のスポーツカウンシルはスポーツ大臣によって任命される無給の委員によって計画立案される。委員数は八八年に三二から一四に減らされ、しかもスポーツ関係者を削減し業者代表を大幅に加えた。活動の中心は政府からの資金を各種事業やスポーツ団体への補助金として支出したり、スポーツの研究、普及、そして高度化への施策を検討する。

## (2) 地方スポーツカウンシル

各地方スポーツカウンシルの主目的は中央の政策の具体化である。同時に一九七五年以降、白書『スポーツとレクリエーション』にもとづき地方スポーツカウンシルの下に「スポーツ・レクリエーション地方協議会(RCSR)」が組織され、その地方のスポーツ実情を分析し、諸要求を反映させ、スポーツを普及させる機関となっている。イングランド地方には九地方スポーツカウンシルがある。

## (3) 地域スポーツ・レクリエーション評議会

この他、各地域自治体レベルではそれぞれの「地域スポーツ・レクリエーション評議会」が設けられ、スポーツ団体の代表や、関連行政機関代表などから構成され、自治体のスポーツ施策への助言、提言をすることになっている。しかし、先のノッティンガム県ラッシュェクリフ郡のように、これ自体が無い地域もあり、イギリスのスポーツ政策・行政における住民参加の機構が近年曖昧化している。

## 3、全国コーチング基金(NCF)

NCFは一九八三年に多くのスポーツ団体の支持を得て、スポーツカウンシルによって設立され、八九年には福祉法人として独立した。イギリスのスポーツ振興はスポーツカウンシルの主導性の下に、国や地方自治体の協力を得て施設建設や国民・住民のスポーツ参加の政策が採られてきたが、いかに良い施設やスポーツ教室があっても、良い指導者がいなければ、スポーツの普及、向上は望めない。また、個々の競技団体が初心者から国際級の選手の要求に込え得る指導者を養成するには、多くの障害がある。

こうして、指導者(コーチ)養成は、英国スポーツの大衆化にとっても、高度化にとっても差し迫った課題であった。そしてスポーツカウンシルが出資して、NCFを設立し、九二年からNCFはスポーツカウンシルの正式のコーチング部門となった。

当初は三人のスタッフで出発したが、現在では三七(内パート九)人に増えた。NCFの目標は次の二点である。

- a 初心からプロコーチまでの、しかも地域から全英レベルまでのコーチ養成に必要な教育の促進。
- b そのために必要な知識の普及。

この目標実現のためNCFは次の六つの活動領域を持っている。

- ① 教育部門…五つのコーチ教育計画(後述)の策定に責任を持つ。また総合情報担当も置き、専門的なものから記事の照会まで多様な要請に応じる。
- ② 実施部門…コーチ養成計画の配置計画に責任を持つ。
- ③ チャンピオンコーチング部門…高度化を志向する子どものための有能なコーチ養成に責任を持つ。
- ④ 作業部門…主にNCFの計画を地域に普及させるために全英コーチングセンター(NCC)のネットワークに責任を持つ。

⑤ コーチワイズ有限会社…NCFの営業と配送部門である。教材やスポーツグッズ販売をする。

⑥ スポーツ科学支援計画…スポーツカウンスルによって財政援助され、競技団体がスポーツ科学の専門家との接点を得るための機会を提供する。

NCFは全国に一六あるNCCとの協力関係を密接にしている。NCCは大学や高等教育機関に事務所を構え、独自のスタッフを有し、多くの専門家をその近辺に擁している。NCFのいろいろな事業はそれぞれのNCCで行われるから、NCCのネットワークはNCFの活動の重要な要素である。

NCFはその設立当初から、スポーツカウンスル、CCPRはもとより、全英ナショナルコーチ協会、教育科学省、英国オリンピック協会、全英スポーツ科学・スポーツ医学協会、高等教育協会等の支持を得て、その事業計画に十分に反映してきた。

財政的には九一年度で収入が八三五、九五七ポンド（一ポンド＝一六〇円として、約一億三四〇〇万円）で、内訳はスポンサー料、寄付金、会費、コース料金、スポーツカウンスルからの奨学金等である。支出の主なものはスタッフの給料や事務所代、コンピューター事業等への管理支出と諸事業への支出がそれぞれ約半分弱を占め、残りは出版等である。

八九年にスポーツカウンスルからの援助金を大きな財源としてそこからは独立した会社組織とはなったが、その援助金が大きな危機に瀕している。

NCFの活動は、コーチ技術、演技技術、経営技術の三つを中軸に次の五段階のコーチ養成計画を持っている。

① スターターバック

プレイスポーツガイドとも言われ、子どもと一緒に活動する親やコーチのためのもの。

② 導入コース

このコース以上は、大きく「コーチ方法」「特別グループ（子ども、障害者）」「技能指導領域」「スポーツ障害」「管理経営」の領域から構成されている。

そして、この導入コースはそれぞれの領域を八つのパックで学習することになる。学習は、会場での講習でも良いし、家で教科書やVTR等の教材で学習しても良く、既存の組織化されたコーチ組織のメンバーであれば、コース自体が出向される。

③ キーコース

コーチ経験者へのものであり、各競技団体が現在必要としているコーチ資格を得ることができる。学習内容パックは、管理経営、スポーツ障害、コーチ方法、行動分析、スポーツ心理学、体力論（栄養学、生理学、解剖学等を含む）等であり、さらに細目に分かれ、それぞれに四時間を単位に学習する。受講費用は一パック一二ポンド（約二千円）。

④ アドバンストワークショップ（上級コース）

キーコースを踏まえたものを前提とし、学習内容パックは二日間（二二時間）スケジュールである。コーチングスタイル、コミュニケーション技術、評価、メンタルトレーニング、チーム活動、スポーツメカニクス、長期的体力トレーニング計画、子どもと競争スポーツ指導、コーチのためのスポーツ医学等である。受講費用は一パック宿泊（食事付き）付きで五四ポンド（約八六〇〇円）である。

⑤ 専門資格コース

既に各競技団体のトップコーチに位置している人達の専門研究（スポーツコーチング）資格コースである。関連諸

団体との協力の下に運営され、国内の教育、保育、管理経営の専門分野と同等の資格として認定されている。学習内容はコーチング研究と援助研究から成り立っている。ここには奨学金制度もある。

以上、NCFの概略を紹介したが、一六のNCCで一一のパックが年にはば二回ずつ開催され(約三五〇パック)、その他に在宅学習パックも設けられており、多様な形でのコーチ養成システムがある。この一〇年間の発展は実に着実なものであるとの評価が高い。

## 二 身体レクリエーション中央評議会(C CPR)

スポーツ関連組織は多くあるが、第一部でも見たようにC CPRはスポーツ競技団体の統括組織であり、スポーツカウンシルがロイヤルチャーターを得て準政府機関となるまでは、スポーツカウンシルと同様の機能を果たして来た。しかし一九七二年にはその人的・物的資材を殆どスポーツカウンシルに提供した経緯があり、イギリスのスポーツ政策・行政を見る上で他のスポーツ組織、例えば英国オリンピック委員会(BOC)等とは根本的に識別され、注視される必要がある。

C CPR (Central Council of Physical Recreation) の前身は三五年に設立されたC CRPT (レクリエーション的身体訓練中央評議会) である。第一部第一章で見たように、対ドイツ戦争を抱えて、兵士や国民の体力問題が深刻化していたこと、失業問題対策や大陸からのファシズム青年運動の浸透等に対処することが差し迫った課題となっていた。その一環としてスポーツやレクリエーション関連組織を一括して、そうした諸問題への組織固めが問われていた。そこで教育院が挺入れをしてその結成を援助し、三七年には身体訓練・レクリエーション法を制定して、そう

した組織・活動をバックアップした。

設立時の目標は次の二点である。<sup>(1)</sup>

- ① あらゆる形態のスポーツや身体的レクリエーションにできるだけ多くの人々(男女)が参加できるように奨励する。
- ② 個々分離したスポーツ競技団体に対し、個々のあるいは集団的な利益を代表し、促進するような中央組織となる、ことであった。

戦後直後に現在の組織となったが、この目標は引き継がれた。

五七年にウォルフenden委員会を組織し、イギリススポーツの高度化、大衆化を地域青年問題と絡めながら、六〇年の「ウォルフendenレポート」を得た。それがスポーツカウンシルの設立、スポーツ大臣の任命をはじめとするイギリススポーツ政策の起点となったことは、第二章に詳述した。

スポーツカウンシルがロイヤルチャーターを得て執行機関化した七二年は、CCPRからの人的、物的な資源の大半を前者に移管した。その折り、CCPR自体の存亡の危機を抱えたが、結局は存続の道を選択した。

ロイヤルチャーターの中のCCPRの位置付けは「スポーツカウンシルの活動はCCPRのそれに基礎を置く」となっているが、CCPRにとって換骨奪胎であった。この時スポーツカウンシルとの合意で次のことが確認された。

スポーツカウンシルは(CCP Rが全体としてスポーツかつ身体的レクリエーションの全国組織を代表する機関である限り)、CCPRの目的の実行のためにCCPRが合理的に求める資源や施設を提供する。

これによって、CCPRは施設やその他の経費と活動資金の多くをスポーツカウンシルから援助されることになった。CCPRの現在の財源は以下の通りである。<sup>(2)</sup>

- ① 加盟団体からの寄付金。現在加盟の競技団体は二八〇である。

② 「スポーツのスポンサー」計画の下での商業界からの寄付。

③ CCPR主催の行事やプロジェクトでの個人や企業からのスポンサー料。

④ CCPRの出版物や研究物の販売。

⑤ スポーツカウンシルから契約された補助金。さて、CCPRの二八〇の加盟団体は次の六つのジャンルに分けられている。

「ゲーム・スポーツ」 「ダンス・ムーブメント」

「主要な見るスポーツ」 「アウトドア」

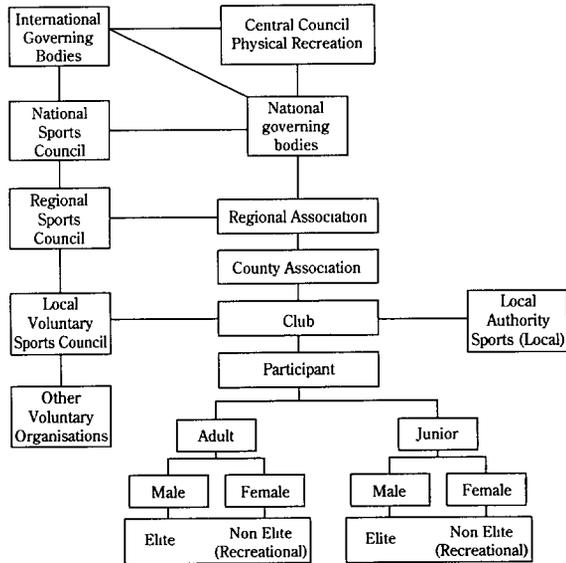
「水域レクリエーション」 「その他関連団体」

それらのジャンルから議長、副議長を含む執行委員会と事務局が選出される。その執行委員会と事務局は秘書官によって支えられるという体制である。

CCPRの関係組織としてスポーツカウンシルとの関連は図9-2のようである。<sup>(3)</sup>

最近の主な活動は、スポンサーシップを組織する活動、年間女性スポーツ賞や出版活動、を行っている。だが、スポーツカウンシルとの重複する部分もあり、さらにこの間下院ではCCPRへの公費補助を巡って何度か疑義も出さ

図9-2 イギリスのスポーツ行政機構図



Elvin, Ian, *Sport and Physical Recreation*, Longman/ILAM, 1993

れており、CCPRとしても厳しい状況下に在る。十分な展望を持ち切れていないことも実態であろう。

(1) Evans, H. J., *Service to sport-The story of the CCPR, 1935 to 1972*. The Sports Council, 1974, p. 29.

(2) CCPR, *The CCPR-what it is, what it does and how it operates*, 1995.

(3) Elvin, I., *Sport and physical recreation*, 2nd edition, Longman/ILAM, Leisure management series, 1993, p. 27.

### 三 CCPRとスポーツカウンシルの関連

先に見たように一九七二年のスポーツカウンシル(執行機関)の発足時、CCPRの経験豊かなスタッフやかなりの財産がスポーツカウンシルへ移管した。これは逆に見ればCCPRの弱体化であった。ロイヤルチャーターにも「スポーツカウンシルの活動はCCPR他の基礎の上に存在する」と、これまでの活動にたいする評価はあったが、骨肉の多くをスポーツカウンシルに移管した今、CCPRの存続、スポーツカウンシルへの合併吸<sup>(↓)</sup>収をめぐって、苦しい討論が重ねられた。スポーツの統括組織の必要性は認めるが、なぜ公費援助が必要なのかという疑問も出された。これはCCPRの公共性をめぐる基本問題であるが、また戦前からの経緯、CCPRの抗議もあり非援助にはならなかった。

この時点で、スポーツカウンシルに最も対立しながらCCPRを擁護したのはCCPRの会長であるフィリップ殿下であった。彼にとってロイヤル・チャーターを受けているとはいえ、スポーツカウンシルは「政治家により、政治家のために作られ組織であった。」だから保守党スポーツ大臣マックファーレン(一九八一〜八五)から見れば、フ

イリップ殿下はスポーツ行政の必要性を理解できていない人であった。

最終的にCCPRは存続の方針を採り、七二年六月一日に新CCPRは次の新たな三項目を目標として発足した。

a すべてのスポーツ、身体レクリエーション団体が集い、スポーツや身体レクの改善や発展のために努力し、確立したフォーラムを構成する。

b 特別なスポーツ団体の活動を支える。

c スポーツカウンシルへの助言機関とする。<sup>(2)</sup>

七三年四月、スポーツカウンシルの執行機関化に反対してきた前スポーツ大臣デニス・ハウエルが、CCPRの会長・フィリップ殿下の招きでCCPRの議長になった。これは保守党ヒース政権にとって「賢くない」ものであった。以降、現在までスポーツカウンシルとCCPRの関係は微妙になった。もしも七四年の総選挙で保守党が政権を継続していたならば、スポーツカウンシルによるCCPRの合併吸収はいっそう進行したであろう。<sup>(3)</sup>しかし労働党が政権につき、再びデニス・ハウエルがスポーツ大臣に就任した。

さて、こうした背景には、国家財政の援助を受けた団体としての役割（保守党的思考）と自主的スポーツ団体（労働党的思考）としての対立がある。また、スポーツ政策立案の中心が、これまでの諮問機関としてのスポーツカウンシルやCCPR等の「民間」から、執行機関としてのスポーツカウンシルや環境省内の「スポーツ・レクリエーション課（SARRD）」に移行し、後者も含めた行政機関の専門化が進み、ますますボランティア組織から遊離し始めていた。この背景として、サッカーリーグの深刻化、手段としてのスポーツ利用（都市問題対策）の促進、特殊法人（Quango）は補助金使途が不明確との保守党からの攻撃、そして七九年からは保守党による上からの管理<sup>(4)</sup>化であった。こうした傾向は八二年のスポーツカウンシルの政策文書『地域におけるスポーツ—一〇年計画—』以降、政府

はスポーツ政策立案におけるボランティアの参加をいっそう好まなくなつた。<sup>(5)</sup>これはスポーツカウンシルがこれまでの「スポーツのための社会政策から、社会政策のためのスポーツを志向」<sup>(6)</sup>するようになったからとも言われている。

以上のような施策の背景には国民のスポーツ要求の拡大、スポーツ界の政治活動の成果、都市の荒廃化の進行等が考えられるが、そうした中ででの公共スポーツ政策拡大と同時に、一方で高度化と大衆化の矛盾、介入する政府と独立を志向するスポーツ界の矛盾、スポーツカウンシルとCCPRの矛盾等の顕在化も要因となつていた。<sup>(7)</sup>

特に八〇年代になると、八〇年モスクワオリンピックボイコットの押し付けをも関わらせて、フィリップ殿下自身がスポーツへの政府の介入を批判するようになり、<sup>(8)</sup>八一年にはスポーツ大臣のH・モンローがモスクワ五輪ボイコットをリードしなかつたとしてサッチャー首相によって退任させられ、政府の意見により受容的なN・マックファーレンが就任した。これでスポーツへの政党政治がより直接的に介入することになった。

- (1) 「身体訓練・レクリエーション法」(一九三七)により「国民体力評議会 (the National Fitness Council: NFC)」が設立され、「国民体力キャンペーン」を展開した。その時CCPRの前身である「レクリエーション・身体訓練中央評議会 (CCRPT)」の準国家組織であるNFCへの合併工作があつたが、CCRPTは拒否した。その後、ドイツとの開戦(一九三九)により、NFCは解散霧消した。この経験から、今回もスポーツカウンシルへの合併を拒否し、ボランティアとしての道を選択した。(Evans, H. J., *Service to Sport-The story of the CCPR, 1935 to 1972*, The Sports Council, 1974, p.222)。第一章1(2)参照。

(2) Evans, H. J., *ibid.*, p.226.

(3) Neil Macfarlane, *Sport and politics-A world divided*, Willow Books, 1986, p.91.

(4) Houlihan, B., *The government and politics of sport*, Routledge, 1991, p.101.

- (5) Coalter, F., et al., *Recreational Welfare-The rationale for public leisure policy*, Avebury, 1988, p. 64.
- (6) Coalter, F., et al., *ibid.*, p. 63.
- (7) Houlihan, op. cit., p. 97.
- (8) Coughlan, J. F., et al., *Sport and British politics since 1960*, The Falmer Press, 1990, p. 62.

## 第十章 ヨーロッパのスポーツ政策と組織

ヨーロッパは「スポーツ・フォー・オール」の発祥地であり、各国のスポーツ政策やスポーツ組織はヨーロッパ統合と関って、ヨーロッパ全体からのいろいろな影響を受けている。一方、各国のスポーツ現実やスポーツ政策がヨーロッパ全体のスポーツ政策へも影響を与えている。一九九三年一月一日以降、欧州共同体 (European Community: EC) はメンバー一五ヶ国内における「個人、商品、資本、サービス」の完全自由化を実施し、スポーツもまた例外であることはできず、国際化をしながらEC法の体系に組み込まれつつ、自らの改変を迫られている。こうした経済的効率の視点と不可分に文化的、社会的統合も推進されている。特に民族問題、宗教問題が介在し、その殆どのメンバー国が複雑な多民族問題を抱え、「統合と分裂」<sup>(1)</sup>を繰り返すヨーロッパにあって、自国内と共にメンバー国間での民族的、国家間的な融合は何よりも差し迫った課題である。そのための手段としても近年スポーツは必須の文化として注目されている。

イギリスは七二年一月加盟以来メンバー国の一つとしてこの激動の中にあり、イギリスのスポーツ政策と行政機構を理解する上で、ヨーロッパ全体のそれらとの対比は不可避である。以下ヨーロッパ全体のスポーツ政策と組織を検

討しながら、イギリスのそれとの関連を見てみたい。

ヨーロッパ全体に跨がるスポーツ組織は、IOC、NOC連合、各種国際競技連盟などが存在するが、全体的なスポーツ政策を志向する行政機構は次の三つの組織が中心となっている。<sup>(2)</sup>これらの組織をはじめとして、最近ヨーロッパ全体のスポーツ政策と行政機構の研究も少しずつなされてきている。<sup>(3)</sup>

- (1) 梶田孝道『統合と分裂のヨーロッパ・EC・国家・民族』岩波新書、一九九三。
- (2) Houlhan, B. *Sport & international politics*, Harvester Wheatsheaf, 1994.
- (3) Bramham, P., Henry, I., *Leisure policies in Europe*, CAB, 1993. これは、後に触れるECの大学間研究企画交流「ERASMUS」の一環として、ヨーロッパレジャー政策研究のスタッフたちによる、新たな試みである。

#### 一 ユネスコ (「国連教育科学文化機構」)

一九七六年の「ヨーロッパスポーツ・フォー・オール憲章」(CE)を受けて七八年に「体育・スポーツ国際憲章」を発表し、「スポーツを享受することは万人の権利」と規定した。後者の利点は前者に比べてより広い国際性にあり、その分、「スポーツを享受する権利」を世界的に推進する上で大きな役割を果たした。

しかし、ヨーロッパにおけるユネスコそれ自体の影響力は、七六年以降急速に減速した。つまりユネスコ自体が近年いわゆる後進国の利益を代表するようになり、欧米先進国の思惑とのずれが生じてきており、その典型はユネスコの財政を支えて来たアメリカやイギリスの八〇年代初頭の脱退に示されている。

しかし直接的な契機は七六年に起きたI O Cからユネスコへのオリンピック「乗っ取り」事件失敗以降である。この年、キューバを中心にオリンピックの開催権をI O Cからユネスコへの委譲を迫る提案が突如ユネスコに提案された。これは国連全体がそうであるように、欧米の先進資本主義国主導のオリンピックにもっと発展途上国の意向を反映させんとする「新国際スポーツ秩序」論をその背景としていた。<sup>(1)</sup> 国際法上から見ればユネスコは政府間組織であり、I O Cは非政府組織である。非政府組織であるがゆえに、オリンピックは幾度の戦火に見舞われながらも、今日まで「生き延びてきた」経緯を持っている。それをユネスコ主導で運営するというのであるから、欧米の反感は必至であった。本来キューバを支持するはずであったソ連も反対にまわった。これは四年後のモスクワオリンピックを控えて、欧米との関係悪化を望まなかった故である。<sup>(2)</sup> そしてこれ以降、ユネスコは七八年に「体育・スポーツ国際憲章」を採用するが、ヨーロッパ全体のスポーツ団体とは没交渉となった。<sup>(3)</sup>

(1) Houlihan, B., *Sport and international politics*. Harvester Wheathraf, 1994, p. 87.

(2) Howell, Denis, *Made in Birmingham*. Queen Anne Press, 1990, p. 289.

(3) McIntosh, P., *Sport for all programme through the world*, report submitted to UNESCO, Paris, 1980. このレポートに示されるように、ユネスコはその後もスポーツ普及施策を検討はしたが、その影響力は大きなものではなかった。

## 二 欧州審議会 (The Council of Europe: CEA)

### 1、欧州審議会の概要

欧州審議会の結成は一九四九年八月一日、ナチス打倒の英雄であり、イギリス首相のチャーチルが参加してフランスのストラスブルグでの第一回会合に始まった。加盟国は一〇からの出発であった。以降、本拠地をそこに置き九五年現在三三カ国になっている。従来も西欧に限らず中欧・東欧諸国からも組織してきた。八九年の東欧社会主義圏の崩壊後、それらの多くが政治経済の統合を目指す欧州連合 (EU) には緊急には加入できないが、このCEには挙って参加した。ヨーロッパの人権擁護や文化交流を重視してきたCEは八九年以前も、そして八九年以降はよりいっそう、東欧までを包み込んだ幅広いヨーロッパ交流の実績を果たしてきた。

機構上は大きく二つから構成されている。議員集会 (Parliamentary Assembly) と閣僚評議会 (Committee of Ministers) である。議員集会は各国議会の代表から構成され、意見表明フォーラムの役割を持つと同時に、「欧州人権法廷」の裁判官を任命する。閣僚評議会は加盟各国の外務大臣から構成され、CEの決定機関であり、各国政府の意向を反映しつつ、ヨーロッパ全体の交流を視野に入れた活動が求められてきた。<sup>(1)</sup>

これまで「西ヨーロッパ連合」(ブラッセル条約Brussels Treaty<sup>(2)</sup>：経済、社会及び文化的協力と集団的自衛のための条約) の教育と文化領域が六〇年にCEに移行された。こうしてCEの中に文化協同評議会 (Council for Cultural Co-operation : CCO) が六二年に設立され、その二機構としての学校外教育委員会 (Committee for Out-of-School Education) がスポーツ問題に関して検討を委託された。

七二年の議員集会では「ヨーロッパスポーツ・フォー・オール憲章」の作成・採択が勧告されてその作業が進行し、またCCCからはスポーツ部門の独立化が提案され、閣僚評議会は「スポーツ大臣会議」の設立を決定した。<sup>(3)</sup> (一九七四年)

七五年三月二〇日に閣僚評議会の特別部門として「スポーツ大臣会議」が設立され、第一回の歴史的な会合がもた

れた。これまで準備されてきた「ヨーロッパスポーツ・フォー・オール憲章」が共通政策として発表され（七六年九月の閣僚評議会で採択）、その後各国のスポーツ協同の在り方が大きな課題として設定されてきた。この会合で議長を務めたイギリスのスポーツ大臣デニス・ハウエルは「スポーツ問題はもはやCCCの学校外教育委員会の活動範囲を越えている」と発言し、独立した機関の設置を呼び掛けた。スポーツ大臣会議は七八年のロンドン会議で三年ごとの開催が決定された。

こうした意向を受けて閣僚評議会では「スポーツ発展常設委員会 (Steering committee for the Development of Sport: CDDs)」を七七年一月に設立し、初代議長にはイギリス・スポーツカウンシルの事務局長であるウォルター・ウィンターボトムを任命した。情報交換、協同研究、施設デザインや建設、スポーツ・フォー・オールのための法的整備や予算、計画の評価や相互援助のための広域な活動分野での協力の促進、スポーツ・フォー・オール政策の精練、公共機関の責務、体育教育との連携、スポーツ参加のための計画や安全性等の実施上の条件の整備などを明確化し調整することを、CDDsは期待された。CDDsはCCCと同格で閣僚評議会に直接的に提案できる地位を得た。また、今後CCCとも関係を保ちつつ、教育や文化一般問題との接点で関連を保って行くことになった。その後のCEのスポーツ政策の推進力はCDDsが中心であり、九〇年までの活動は次の柱でまとめられている。a、子どもや青少年のスポーツと体育領域/b、スポーツ施設領域/c、スポーツ促進領域/d、スポーツ政策領域である。これらの領域での決定、テキスト類が多くあるが、例えば「dスポーツ政策領域」の一つとして、八四年には「スポーツ・フォー・オール政策とプログラムの影響の評価」が出されているが、「スポーツ・フォー・オール」政策のない国には実現の援助を、既にある国にはその構造、スタッフ、財政、メディアなどの集約を行い、進展状況の交流と現状把握を行った。イギリスのスポーツカウンシルの報告『スポーツ・フォー・オール政策一九六六〜八四の影響』

そして前進―(P・C・マッキントッシュ)はこれへの提出を意図して作成されたものである。

CEは六八年以来一貫してヨーロッパでの「ヨーロッパのスポーツ協同」「ドーピング対策」「スポーツ暴力対策」「スポーツ・フォー・オール」等の政策で他団体をリードし、その存在意義を確立してきた。だが近年、財政的に優位性を持つ欧州共同体(EEC)がこの分野に参入するにつけ、CEとEEC間での競合問題も顕在化しつつある。

## 2、政策の歴史

### (1) ヨーロッパのスポーツ協同

CEの政策自体が協同を前提とするものだが、敢えて「協同」の柱建てをして、政策を推進してきたところに、その意義を見ることが出来る。

一九七〇年の議員集会での勧告(Recommendation)では、現代社会が「人間の生存にとって必要な最小限の運動をも除去しかね」ず、また「人間はその環境にますます依存する」なかにあって、スポーツの価値をその社会における「生物的な諸機能の発展」と「コミュニケーションと表現と創造によって人間を高める社会―文化的機能の育成」を有するものと認識した上で、今後閣僚評議会が次のような施策を加盟国に紹介するように述べた。

- a 既にいくつかの国で存在している「スポーツ・フォー・オール」キャンペーンを各国において推進する。
- b そうしたものが存在していない国では、類似の国家的協同機構を作るよう奨励する。
- c ヨーロッパ全体での「スポーツ・フォー・オール」を推進するための協同機構をCEに設ける<sup>(4)</sup>。

こうして、七五年の第一回スポーツ大臣会議での決議は、同時に発表された「ヨーロッパスポーツ・フォー・オール憲章」の精神に則り、スポーツ提供における公共機関の責務を強調しつつ、スポーツを文化、教育、社会そして健

康の発展計画の不可分な構成要素として位置付けた。その上で、「情報」「研究」「人的」「施設」「法、財政」の諸領域での交流や相互援助、そのための協同組織の設立（後のCDD Sとして具体化）を盛り込んだ。これ以降のスポーツ大臣会議は毎回「ヨーロッパにおけるスポーツ協同」を決議として掲げ、スポーツ・フォー・オール政策の全面的展開の視点を提起した。<sup>(6)</sup>

## (2) ドーピング・倫理問題対策

ヨーロッパにおけるスポーツ問題の一つはドーピング（薬物不正使用）である。これは「精神的興奮剤」「筋肉増強剤」「血液成分補強剤」等の効能を持つが、多くの場合医学上少量の投与で治療に使う場合が大半である。しかしこれが上記の目的で大量に使用されると、心臓発作を起こしたり、ホルモンの分泌のバランスを崩したりして、大変に危険である。さらに、その使用の背後には一流選手の勝利至上主義があり、そしてその先には商業主義やナショナルリズムの高揚のための手段的利用がある。これはまた、スポーツにおける倫理や道徳の低下を招き、特に青少年への影響が深刻である。だからこそ、CEはかなりの資金・人材を投入してドーピング対策を行って来た。

CEではすでに六七年に閣僚評議会の決議として「競技選手のドーピング」を採択し、各国政府が適切な対応を採るように勧めた。ますますエキサイトする状態の中で、八四年には七九年の勧告に引き続き閣僚評議会として「ヨーロッパスポーツ・反ドーピング憲章」<sup>(7)</sup>を採択し、政府や各競技団体が協力して予防の措置、検査のための施設や諸案件整備、ドーピング陽性者への罰則などを勧告した。

この間、国際オリンピック委員会（IOC）、ヨーロッパの諸スポーツ組織もドーピング対策を取り始めてはいたが、八八年ソウルオリンピックにおける男子一〇〇メートル優勝者ベン・ジョンソンのドーピングは陸上競技界のみ

ならず、世界の青少年へのダメージも大きく、衝撃を与えた。

CEではこれまでも閣僚評議会、スポーツ大臣会議、C D D Sなどの諸機関でドーピング対策を検討してきたが、八九年一月「反ドーピング条約」<sup>(9)</sup>を採択した。これは一九条からなり、国内の協力、実験室の設置、反ドーピング教育、国際協力、情報提供、監視グループ等を詳細に規定した。この条約はその後IOOCのドーピング対策にも決定的な影響を与えたものであり、九二年二月にはECも「スポーツでの反ドーピング法典」<sup>(10)</sup>を採用した。

こうしたドーピング問題はスポーツ倫理上の問題でもあり、また次項に述べるスポーツでの暴力問題とも関わり、もはやスポーツのフェアプレイは危機に瀕しているとの認識から、CE閣僚評議会は九二年に「スポーツ倫理法典…フェアプレイ―勝利の道」<sup>(11)</sup>を採択した。勝利至上主義や商業主義、ナショナリズム等によって煽られた一流選手や青少年はスポーツ本来の持つ発達上の、コミュニケーション上の、そして社会的融和上の機能を崩し、巧妙すぎる駆け引き、ドーピング、暴力(身体的、言語的)、搾取、不平等な機会、贈収賄等の問題を生じさせている。そのためフェアプレイがスポーツの本質部分であることを保持する体制の確立を呼び掛けた。

### (3) スポーツ暴力対策

特に、サッカーの観客同志の暴力問題(フーリガニズム)は過去にも発生していたが、八〇年代のイギリスでは八五年のブラッドフォード事件以降、数十人の死者を出す程の規模で発生した。またイギリスのサポーターは国外での試合にも駆け付け、そこでも大惨事を繰り返し、国際問題化した。

これまでもフーリガン問題は取り上げられてきたが、八五年八月一九日のCE閣僚理事会では「特にサッカーにおける、スポーツ試合での観客の暴力や不正行動に関するヨーロッパ協定」<sup>(12)</sup>を採択し、ヨーロッパ規模での対策に乗り

出した。これ以降、「常設委員会」を設け、競技場でのアルコール規制、観客調査、警察との協力、切符販売、煽動者の識別と処置、競技場の安全確保、フーリガンへの総合的対策を講じて来た。その一つの集約が、先に述べた九二年の「スポーツ倫理法典…フェアプレー勝利への道」である。

イギリスにおいても九〇年代の中盤には、トップリーグの試合はすべて座席指定とするなど、多くの規制の中で暴力問題は沈静化の兆しを見せている。

(4) スポーツ・フォー・オール

「スポーツ・フォー・オール」それ自体の表現は一九六〇年代にも北欧でなされていたが、CEでの長期的目標としてのきっかけは六六年、そしてそのためのグループ結成は六八年一月一七日の閣僚評議会である。スポーツ・フォー・オールの目的は「すべての人々―両性とすべての年齢段階―を人類の退化から保護し、生存に必要な身体的、精神的能力を育成すること」<sup>(13)</sup>であると、現代社会に不可避な文明病としての運動不足への対応策として位置付け、「個々人の能力に合わせた努力を必要とするスポーツや種々の身体活動を広範な人々が規則的に実践しうる条件を提供しなければならぬ。」と規定した。

これを受けて議員集会では七〇年に「スポーツ・フォー・オール」政策普及の勧告をし、そして七二年には「ヨーロッパスポーツ・フォー・オール憲章」の作成・採択を勧告<sup>(14)</sup>した。そしてそのための草案作成はCCCを通じて、イギリス・バーミンガム大学体育部主任のマンロー (Alstair D. Munrow) に委託され、草案は七五年三月の「スポーツ大臣会議」の冒頭で発表されて、翌七六年九月の閣僚評議会で採択され憲章<sup>(16)</sup>となった。

その第一条は「すべての個人はスポーツに参加する権利を有する」と規定し、その保障のために国や自治体など

の「公共機関の責任とボランティア団体との協力」を強調した。これは国際機関として「スポーツを享受する権利」スポーツ権を明記した歴史的なものであり、その後のC E内での共通理念とされた。

この規定を基盤にしなから、七八年にはユネスコが「体育・スポーツ国際憲章」を採択し、同じく、第一条では「スポーツ権」を表明した。そしてこれらの憲章はヨーロッパ諸国以外の地域への「スポーツ権」の普及・発展にも貢献した。<sup>(17)</sup>

このような先進的な「スポーツ権」規定が具体化できたのは、当時ヨーロッパの福祉国家の中で、スポーツが社会発展の上で不可避で必須な文化であると承認されていたことが背景となっている。

その後の「スポーツ・フォー・オール」政策は、その具体化の個々の領域つまり「婦人」「子ども」「障害者」「貧困者」「囚人や若年犯罪者」「失業者」など、さらにヨーロッパ諸国が抱える難問の一つである「移民」に対しても、その社会への適応の手段としてもスポーツは大きく位置付けられた。これらはもちろん各国国内の施策と対応していた。そしてこの「スポーツ・フォー・オール」政策はC Eのスポーツ政策の大きな柱として、現在に引き継がれている。

九二年には、閣僚評議会で先の「スポーツ倫理法典・フェアプレー勝利の道」と同時に「ヨーロッパスポーツ憲章」が採択された。これは倫理法典とも関連付けられながらも、「スポーツへのすべての人々の参加」を促すために設けられたものである。七六年採択の「ヨーロッパスポーツ・フォー・オール憲章」と比べると多くの共通性はあるが、明らかに異なる点が二つある。第一は「権利」規定がなくなり、単に「すべての人が参加する」という表現になっている。これは明白に権利規定の弱体化である。第二はそれとも関連して、参加の条件整備の責任主体を、中心的には自治体等の公共機関を位置付けているが、私的機関や商業部門も同程度に置き、この点では明らかに公共責任

の後退である。こうして、先の倫理法典と結合されるとき、社会的責任は薄らぎ、もっぱら倫理的な側面のみが強調され兼ねない印象さえ与える。

こうした背景には、その間の約二〇年間に各国内の条件整備が一定前進したこともあるが、ヨーロッパ経済が多く諸困難を抱え、しかもマネタリズムの影響もあり、個人々の権利性が大きく薄められた事も反映している。さらに新たに加入した東欧・中欧の「貧しい」国々との能力差の考慮等も反映している。したがって、スポーツの権利性とそのための公的財政保障などを規定した七六年の憲章が未達成の国では、権利性が曖昧化されかねないとの指摘も一定の説得性をもっている。

ヨーロッパ全体においても、スポーツの公共性と私事性との矛盾は政治経済的背景と無縁ではありえない。

(1) CEのスポーツ政策については以下の資料参照。

- a Marchand, J., *Sport for all in Europe*, London, HMSO, 1990.
- b Jenner, B., *The Council of Europe and Sport: A reappraisal of 'Sport for All in Europe' by Jacques Marchand*, Strasbourg: Council of Europe, 1992.
- c Council of Europe, *The Council of Europe's Work on Sport: 1967-91, vol. 1*, Strasbourg: Council of Europe, 1992.
- d Council of Europe, *The Council of Europe's Work on Sport: 1967-91, vol. 2*, Strasbourg: Council of Europe, 1992.
- (2) ブラッセル条約。一九四八年三月一七日に調印された「イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ間の経済的、社会的及び文化的協力並びに集団的自衛のための条約」である。CEの決定により一九六〇年一月一日からその文化活動がCEに移管された。
- (3) Recommendation 588 (1970) on the development of sport for all and the creation of co-ordinating structures,

by the Parliamentary Assembly.

- (4) Resolution No. III on areas for co-operation. 上記註 (一) c, p 160. (以下同様)
- (5) Resolution No. IV on machinery for co-operation. (一) c, p 161.

(6) スポーツ大臣会議の開催と決議内容は以下のとおり。(一) c, pp 158〜213. 個々の決議内容からも分かることは、「ヨーロッパのスポーツ協同」の在り方を軸に、その内実である、「スポーツ・フォー・オール施策」(全階層、婦人、障害者、移民、囚人)、トレーニング対策やフェアプレイなどの倫理問題へ対応、スポーツ傷害、そして失業者とスポーツや人種差別反対等の決議が含まれている。

1975. 3. 20 : 1st Conference of European Ministers responsible for sport (Brussels, ハンギンズ宮殿、five resolutions)

\* *European Sport for All Charter* 発表 (1976. 9. 24 Committee 採択-draft 13 頁, D. Munrow)

- ① incorporated into Resolution (76) 41
  - ② the role of public authorities as regards the development of sport for all
  - ③ areas for co-operation
  - ④ machinery for co-operation
  - ⑤ acknowledgement (タイトル名かならずの辺り海にみる銘記をした)
1978. 4. 4-7 : 2nd conference (London, three resolutions, Denis Howell : chair)
- ① sport in society
  - ② future European co-operation
  - ③ ethical and human problems in sport (doping and health, professionalism and commercialism, violence associated with sport)
1981. 4. 8-10 3rd conference (Palma de Majorca, Spain, 8 resolutions)
- ① the European sports sponsorship code

- ②progress in European co-operation since the second conference in 1978 and priorities for future European sports co-operation
  - ③the greater involvement of women in sport
  - ④sport for immigrants
  - ⑤sport for handicapped persons
  - ⑥sport for those suffering from deprivation and urban stress
  - ⑦increasing impact of international tensions on international sport
  - ⑧undesirable developments in international sport
1984. 5. 15-6 : 4th conference (Malta, 11 resolutions)
- ①the European anti-doping charter for sport having been adopted as Recommendation No. R (84) 19
  - ②the impact of Sport for All policies and programmes
  - ③the Olympic Games
  - ④economic changes in sport
  - ⑤employment in sport
  - ⑥spectator violence associated with sport
  - ⑦sport for handicapped and other health impaired groups
  - ⑧sport for socially underprivileged and marginal groups
  - ⑨exchanges of information on national policies
  - ⑩European sports co-operation
  - ⑪past and future work of the CDDS, 1981 to 1984, and 1984 to 86
- \* Declaration on sport as a means of peace

1986. 9. 30～10. 2 : 5th conference (Dublin, 10 resolutions)

①the European charter for Sport for All : disabled persons, having been adopted as Recommendation No. R (86)  
18

②progress in European sports co-operation

③sport for prisoners and young delinquents

④doping in sport

⑤Sport for All : injuries and their prevention

⑥international sports competitions

⑦new partnership in sport

⑧sport and the environment

⑨Apartheid in sport

⑩the games of X IV Olympiad 1988

1989. 5. 30～6. 1 : 6th conference (Reykjavik, 7 resolutions)

①doping in sport and the draft Anti-doping Convention

②European sport co-operation

③spectator violence

④safety

⑤Apartheid in sport

⑥the preservation of ethical values in sport

⑦the 1992 Olympic Games : Albertville and Barcelona

1992 : 7th conference (Rhodes)

① *Code of Sports Ethics : Fair play-the winning way-*

② *European Sports Charter*

- (7) Resolution (67) 12 on the doping of athletes, 29 June 1967, (1) -c, p. 11.
- (8) Recommendation No. R (84) 18 of the Committee of Ministers to Member States on the European Anti-Doping Charter for Sport (adopted by the Committee of Ministers on 25 September 1984)
- (9) Anti-Doping Convention, (adopted by the Committee of Ministers on 16 November 1989.)
- (10) The European Community, Code of Conduct against doping in sport, 8 February 1992.
- (11) Code of Sports Ethics : Fair play -the winning way-, CE, 1992.
- (12) European Convention on spectator violence and misbehaviour at sports events and in particular at football matches (Parliamentary Assembly) 1985, 8, 19, (1) -c p 120.
- (13) Council of Europe, On the principles for a policy of Sport for All, Resolution (76) 41, the Community of Ministers : September 1976. 第六' (一) -a, p. 3.  
この規定は文化協同評議会 (COC) による提案での規定と考えられる。上記 (9) に次の表現がある。'in accordance with the concept "Sport for All" defined by the Council for Cultural Co-operation.'
- (14) Recommendation 682 (1972) on a European "Sport for All" Charter, (1) -c, p 145.
- (15) (一) -b, p. 9.
- (16) Council of Europe, European Sport for all charter, Resolution (76) 41, 1976, 9, 24. その前文、条文、背景とロメントの部分から構成されている。条文は次の八条である。

第一条 すべての個人はスポーツに参加する権利を持つ。

第二条 スポーツは人間性の発展のうえで重要な要因と考えられ、適切な支持が公的資金からなされるべきである。

第三条 スポーツは、社会文化的発展の点から見れば、教育、健康、社会事業、都市・農村計画、自然保護、芸術・レジャー

活動のような分野の政策決定、作成過程に、地域、地方、国家のレベルで関連を持っている。

第四条 各国政府は、公共機関とボランティア組織の永続的かつ有効な共同関係を育成し、スポーツ・フォー・オール<sup>1</sup>の発展や共同のための国家的な組織を設けることを奨励する。

第五条 スポーツそれ自体やスポーツマンが政治的、商業主義的あるいは財政獲得上の追求から、あるいは薬物の不正使用や誤用から保護される方策が必要である。

第六条 スポーツ参加状況は施設の量、質それに利用し易さに関わっており、すべての施設建設計画は公共的事業として受け入れられるべきであり、地域、地方、国のレベルでの必要性が考慮されるべきであり、既存と新施設の両方が十分に活用されるように方法がとられるべきである。

第七条 レクリエーションを目的とする田園や水域への接近を保障するために、法令も含めた適切な方策がなされるべきである。

第八条 スポーツ発展のいかなる計画において、行政的かつ技術的な管理やリーダーシップやコーチングのすべてのレベルにおいて有資格者の必要性が認識されるべきである。

(17) 日本では一九六五年の新日本体育連盟(一九九五年一月より新日本スポーツ連盟)創立宣言の中に「体育・スポーツが少数のひとの独占物であった時代は過ぎました。それは万人の権利でなければなりません」と規定され、ヨーロッパよりも一〇年先行した(内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』不昧堂出版、一九九三年参照)。

また、一九七二年あたりからスポーツ権論の時代が始まった(内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版、一九八九年参照)。

(18) Houlihan, B. *Sport & international politics*. Harvester Wheathart, 1994, p. 97.

### 三 欧州共同体 (The European Community : EC)

#### 1、ECの概要

ECの直接的契機は一九五七年の「欧州共同体を設立する条約 (EC条約またはローマ条約<sup>(1)</sup>)」に始まる。当初は六カ国 (フランス、西ドイツ、イタリア、ベネルククス三国—ベルギー・オランダ・ルクセンブルグ) から出発したが九五年一月一日現在は一五カ国の加盟である。この条約はヨーロッパ連合の憲法的位置付けを持っている。六カ国 (フランス、西ドイツ、イタリア、ベネルククス三国—ベルギー・オランダ・ルクセンブルグ) から出発したが九五年一月一日現在は一五カ国の加盟である。この条約はヨーロッパ連合の憲法的位置付けを持っている。

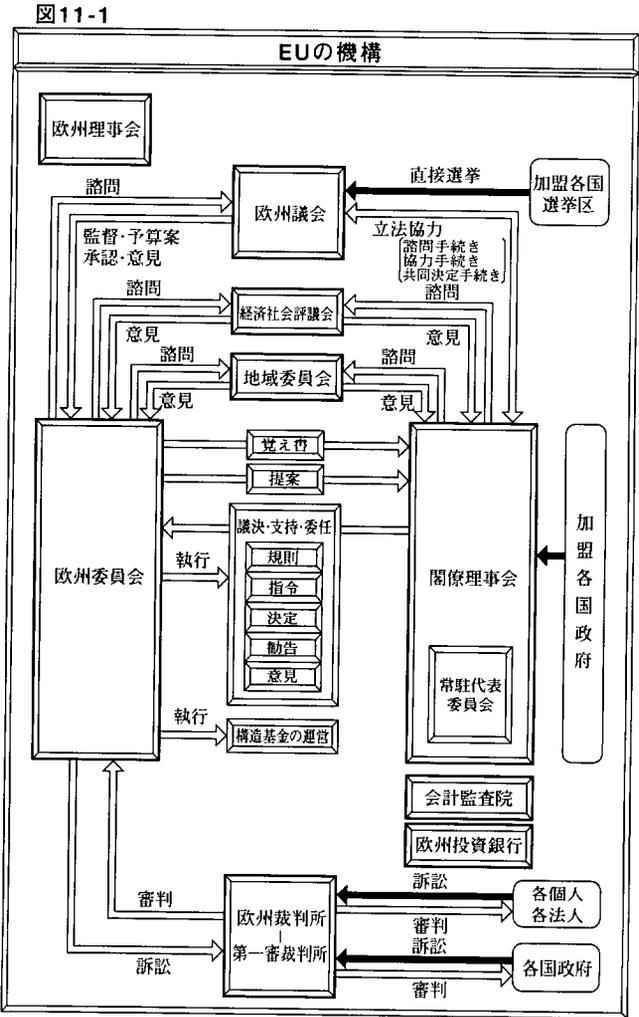
九三年一月一日から加盟国は市場統合され、「個人、商品、資本、サービス」の交流が自由となった。また「欧州連合 (EU) に関する条約 (マーストリヒト条約<sup>(2)</sup>)」により二〇〇〇年までに通貨 (EURO) や政治統合も目途されている。

ECの概念図は図11-1に示す通りである。EC (欧州共同体) はECS (欧州石炭鉄鋼共同体)、EURATO (欧州原子力共同体) と共に三組織としてEUを構成する。ECは以下のような主要組織から構成されている。

#### (1) 閣僚理事会 (The Council of Ministers)

構成国の外務大臣から構成され、議題によって関連大臣が参加する。EC法や活動計画に関する委員会からの提案を最終決定する<sup>(3)</sup>。

(2) 欧州委員会 (Commission)  
 共同体の行政機関に相当し、政策の立案・提案、法令・予算案などの提案、そして他国との交渉等を司る。委員会は二三の部 (Directorate-General I~XXIII: DG) から構成され、スポーツに関係するのはDG-X (視聴覚、情



大西健夫・中曾根信雄「EU制度と機能」早稲田大学出版部、1995年4頁。(出所)欧州委員会資料

報、交流、文化（スポーツを含む）である。

(3) 欧州議会 (European Parliament)

現在一五カ国六二六名の議員があり、五年任期である。イギリスからは八七名が選出されている。議会の主要な役割は委員会が提案した法案を、理事会が決定する前に検討することにある。

(4) その他

その他の独立機関としては欧州裁判所、経済社会評議会、会計検査院、欧州投資銀行、地域委員会などがある。

2、ECのスポーツ政策

EC自体のスポーツ政策の歴史はあまり古いものではない。一九五七年のEC条約採択時にも、そしてその後「追加」によって「文化」や「公衆衛生」などの項目が「編」のレベルで位置付けられたが、スポーツは未だに含められていない（注（一）参照）。

さて、ECがスポーツを大きく取り上げるようになったのは一九八五年のアドニノ・レポート（人民のヨーロッパ）<sup>(4)</sup>以降である。ここでは、スポーツがもはや「地域の多くの人々の生活必需品となった」との認識から、ECレベルにおいてもスポーツ推進政策の必要性を提案した。とはいえ、現実的にはCEによる「アンチドーピング」政策の後追い水準のものでしかなかったが、九三年からの市場統合を目指した九〇年代に入ってから活動が活発化した。特に深刻化しつつあるドーピング問題に対してECの委員会としても真正面から取り上げ始めた。<sup>(5)</sup>そして九二年

の委員会の政策文書『E Cとスポーツ』<sup>(6)</sup>は「スポーツはこれまで言葉の違いや国民の固定的な考え方を越えて、人々に融合をもたらしてきた。大きく変化するヨーロッパの中で、それらの障害を排除する能力をもったスポーツは、ヨーロッパ統合の主要な要素であり、新ヨーロッパの中で不動の位置を占めている。」とスポーツへの期待を示した。この文書はまた、E Cの政策におけるスポーツの位置を二つの点で明確化している。一つは今述べた人的、社会的統合のコミュニケーションとしてであり、他方は市場統合の一環として、経済対象としてである。九三年からの市場統合は市場としてのスポーツにも大きな影響をもたらさずにはおかない。

(1) E C条約との整合性

E C条約はメンバー国内での人々の移動の自由(第八条)、労働者の自由移動(第四八条)、開業の自由(第五二条)等を規定しているが、これはスポーツ、特にプロスポーツと対立する。その典型がサッカーである。サッカー界は五〇年代、六〇年代と国内チームにおける外国選手の人數制限を行わなかったが、この事が次第に特定の国における外国人選手の集中化を来たし、一方で優秀な国内選手の外国流出が続き、各国国内での後進養成に深刻な影響をもたらした。このことから、七〇年代以降は一チームの外国人選手を二名以下に制限してきた。しかしこの事が、九三年以降に拘束力を有するE C条約と対立することが明白となった。九一年四月一七日にE CとUEFA(ヨーロッパサッカー協会)との「紳士協定」が締結され、九二〜三年度は現状どおりとし、その後はUEFAとしてもE C条約と整合する方向で努力する、E C委員会とUEFAとの四年ごとの検討会を開催する旨が合意された。委員会側としてはE Cメンバー国選手には制限を設けず、メンバー国外選手のみを制限すべきであるとの見解を有している。

E Cの法的規制は特にサッカーを筆頭とするプロスポーツ組織の税制他の面での齟齬を来している。スポーツ団体

の特別視、神聖視が認められなくなっている。

市場統合の影響は、チケット販売のような場面にも現れる。これまでのような独占化が許されなくなった。例えばバルセロナオリンピックの入場券のスペインの独占を許さず、加盟国へ平等に分配されたことや、ウィンブルドンテニスの入場券の英国独占を許さないことなどに示されている。

## (2) 『欧州共同体のスポーツへのインパクト』<sup>(7)</sup>

市場統合の影響はその他広範なそして細部にわたっても浸透している。統合後のスポーツ政策立案の基礎としてD G-Xは『欧州共同体のスポーツへのインパクト』作成を委託した。報告書の目的と内容構成は三点である。「共同体におけるスポーツ政策や法令の影響を総合的に把握する」「委員会との関わりで関連するスポーツ団体の位置、現状、役割を把握する」そして「共同体の今後のスポーツ発展の方途を探索する」である。

分析された視点は、「外国人選手の制限」「コーチの資格基準の調整」「フリーガン対策」「スポーツ関連保険」「広告とスポンサー問題」「ドーピング対策」「スポーツ施設の移送」「スポーツ商品生産の標準化」「オリンピックシンボル」「放送権を中心とする競争政策」「チケット販売」「スポーツでの動物輸送」「ECからの補助金」「環境政策」「課税」「ヨーロッパ共通通貨」等多岐にわたり、今後それぞれの点での調整が問われることになる。

## (3) 経済援助

D G-Xの一九九二年の予算はおおよそ五百万ポンド（八億円、一ポンド＝一六〇円換算）であり、スポーツにはそのうち百万ポンド（一億六千万円）<sup>(8)</sup>が支出された。援助は概ね国内資金への追加という形式をとっている。この援

助を受けたのは、「欧州共同体水泳クラブ選手権」「ツール・ド・フランス」「ヨーロッパ学校対抗試合」「ヨーロッパ青少年オリンピック」「ヨーロッパヨットレース」「ユーロサイクリングツアー」「ラグビーワールドカップ」「高等教育機関におけるスポーツ科学のヨーロッパネットワーク」等である。D G Xの今後の援助計画は「スポーツを活用したコミュニケーション」「青年問題対策とスポーツ交流」「スポーツ指導者資格の共通化」「ドーピング対策」「障害者スポーツ促進」等である。

その他、大規模イベントへの特別援助もあり、地域経済開発の視点からユニバーシアード開催地（イギリス・シェフィールド市）やオリンピックのバルセロナ（スペイン）への援助金が交付されたり、地域振興の視点から地域スポーツクラブへの援助もなされた。これらの補助はEC全体の「ヨーロッパ地域発展基金」「ヨーロッパ社会基金」「農業基金」の三つの構造的基金で賄われる。ヨーロッパ統合における障害の一つは地域経済格差にあり、その格差解消の一環である。したがって、経済的効率が優先課題として検討される。これらは主に貧困国の経済発展に重点的になされるが、ここにスポーツ関係も含まれる。それらの国々はギリシャ、ポルトガル、アイルランド、南イタリア、イギリスやスペインやフランスの一部地域である。先のバルセロナオリンピックへの援助とはオリンピックに伴う道路輸送体制施設への援助であった。また、これまで未開発景勝地の観光開発や旧工業都市の再開発への援助等である。

### 3、ECスポーツ政策の課題

ECはCEと比較しても資金力が豊かである。さらにECもまた近年東欧・中欧への影響力拡大政策を採りつつあり、CEとの活動の重複も指摘され、CE側からは脅威に感じられている。

またEC条約の諸統合策がスポーツ団体への改革を迫り、それはIOCエンブレムの独占化と抵触し、ヨーロッパ

NOCC会議との間で齟齬が生じている。<sup>(9)</sup>

各国の国内スポーツ政策が多様な省庁との関連を有することが不可避であると同様に、ECのスポーツ政策もまた多省庁との関連を持ち始めている。障害者や青少年へのスポーツ振興、アマチュアスポーツやスポーツ教育へのEC援助等は各国スポーツ団体にとって魅力があり歓迎する一方で、経済効率優先の財政援助等のスポーツ政策は未だ一貫性に欠けており、スポーツそのものの推奨というよりも経済優先である故に、NOCCをはじめとするスポーツ団体からは期待と同時に不安も示されている。この点でECのスポーツ政策は未だ初心者でもある。<sup>(10)</sup>

こうした中で、ECは「スポーツのコーディネーター」としての役割を自覚しながら、ヨーロッパの大学間での講座交流や学生移動、共同プロジェクトや情報ネットワーク(ERASMUS計画)による研究促進の一方で、各部署での課題・期待を次のようにまとめている。

委員会…青少年の交流計画、スポーツマネージャーの養成、障害者スポーツの援助、ドーピング対策の教育、ド

#### ピング検査施設建設

閣僚審議会…各競技団体がそれぞれの会則をEC条約に合致するよう改訂することを奨励する、委員会が共同体の

諸計画作成の上でスポーツを考慮するよう推奨する、今後EC条約の改訂の折にはスポーツ条項を盛り込む

各スポーツ団体…その短期的目標として、ヨーロッパコーチング基準の作成、帰化したスポーツ選手を国内規則に

適用すること、国内団体内での移籍規則を国内労働法と一致させること

ヨーロッパ社会の激動期にあって、経済的振興策の一環として、多民族社会における文化的、社会的なコミュニケーション策の一環として、つまりあらゆる意味からの社会的安定の促進手段としてスポーツはヨーロッパの人々の生活に不可欠な要素となっている。であるがゆえに、ECのスポーツ政策はCEの「目的」とは違って「手段的」と

の批判に晒される。C Eとの置かれた条件が異なることからくる制約でもある。今後C Eとの調整を踏まえながら進むことになるであろう。

(1) この条約は一九五七年三月二五日にローマで調印され、五八年一月一日から発効した。別名「E C条約」「ローマ条約」ともいわれる。一九九五年時点で、加盟国は一五カ国であり、全文六部二四八条から構成される。部構成は以下のとおり。

第一部 原則(改正と追加)

第二部 連合の市民権

第三部 共同体の政策

第一編 商品の自由移動

第二編 農業

第三編 人、役務及び資本の自由移動

第四編 運輸

第五編 競争、税制及び法の接近に関する共通の規定

第六編 経済及び通貨政策

第七編 共通通商政策

第八編 社会政策、教育、職業訓練及び青年

第九編 文化

第一〇編 公衆衛生

第一一編 消費者保護

第一二編 欧州横断ネットワーク

第三編 産業

第一四編 経済的及び社会的結束

第一五編 研究及び技術開発

第一六編 環境

第一七編 開発協力

第四部 海外の国及び領域の連合

第五部 共同体の機関

第一編 機関に関する規定

第二編 財政条項

第六部 一般規定及び最終規定

(2) 一九九二年二月七日に調印され、九三年一月一日から発効した。構成は以下の七編から成り立っている。

第一編 共通規定

第二編 欧州共同体を設立するために欧州経済共同体を設立する条約を改正する規定

第三編 欧州石炭鉄鋼共同体を設立する条約を改正する規定

第四編 欧州原子力共同体を設立する条約を改正する規定

第五編 共通外交及び安全保障政策に関する規定

第六編 法務及び内務の分野における協力に関する規定

第七編 最終規定

(3) ECでの意思決定のフローチャートは以下の文献に委ねる。Seary, B. *Brussels in Focus: EC access for sport*, Sports Council, 1992, p. 92.

(4) Commission of the European Communities [Adornino Report] (1985), *A People's Europe*, (Bulletin of the Europe-

an Communities: Supplement 7/85), Brussels.

(5) 以下のような活動を行なった。Community action to combat the use of drugs, including the abuse of medical products, particularly in sport, 1990. *Code of Conduct against Doping in Sport*, 1992.

(6) Commission of the European Communities (1992), *European File: The European Community and Sport*, February 1992, Brussels, p 10. この European File は委員会から一九七九年以来月刊で発行されているがスポーツ関連の内容は本資料が初めてである。

(7) Coopers & Lybrand, *The impact of European Community activities on sport*, Prepared by Coopers & Lybrand for DG-X of the Commission of the European Communities, Final report, part I and II, July 1993.

(8) 同上。p 42.

(9) 同上。p 191.

(10) Houlihan, B., *Sport and international politics*. Harvester Wheathearf, 1994, p 105.

#### 四 ヨーロッパとイギリスの関係

既述のように、C Eのスポーツ政策は一九六六年から、そしてE Cの場合は八五年から具体化し始めた。これらの政策は加盟各国の水準を反映すると共に、ある程度の水準での政策決定が各国に影響した事も事実であった。ここでは特にイギリスとの関連について若干検討しておこう。

そもそも六〇年の「ウォルフendenレポート」以降、イギリスのスポーツ政策は西欧の中で国家からの援助の欠如、つまり「公共性の具体化」の点で大きく遅れており、それを回復するのが当初の主要な課題であった。その後、

イギリスに特徴的な準政府機関の特殊法人 (Quango) の形態を取り、スポーツカウンシルが諮問機関として六五年に発足した。そして七二年二月の執行機関化と同時に、中心テーマとしてCEで推進してきた「スポーツ・フォー・オール」を中心的スローガンとして採用した。

一方CEは七二年の議員集会で「スポーツ・フォー・オール憲章」の作成と採択を勧告し、その草案をイギリスのバーミンガム大学体育部主任のA・D・マンローに委託した。マンローは六五年のスポーツカウンシル発足のブレインであり、その後もスポーツカウンシルの委員会の委員長を務めた。スポーツ大臣デニス・ハウエルのブレインでもあった。こうして作成された憲章が七五年に発表され、七六年に採択された。

同じく、七五年はイギリスの環境省による初めてのスポーツ政策白書『スポーツとレクリエーション』が発表され、「スポーツ権」という表現は無かったものの、スポーツを享受することが「地域社会の生活の一部」であるとして、その内実化を宣言した。これは福祉国家政策のスポーツへの遅れ馳せながらの普及でもあったが、こうした勢いはCEでの動向とも平行したものであった。この時期、環境省のスポーツ大臣デニス・ハウエルはCEのスポーツ大臣会議の責任者でもあったのである。

七五年はCEの新生スポーツ大臣会議の第一回会合がもたれ、先の憲章の発表（採択は翌年の閣僚評議会）となったが、この会議でデニス・ハウエルはCDD Sの発足を促す発言をした。そして七七年に発足したが、初代事務局長にイギリススポーツカウンシルの事務局長であったウォルター・ウインターボトムが就任した。ウインターボトムはハウエルのブレインでもあり、上記を含めてこの時期のCDD Sにおけるイギリスの影響力を知ることができる。

八〇年のモスクワオリンピック参加を巡る議員集会 (Parliamentary Assembly) の不参加決議<sup>(1)</sup>の中でも、デニス・ハウエルをはじめとするとイギリススポーツ界の態度はソ連に抗議しつつ、オリンピックは擁護する立場から参

加した。イギリスの参加を打ち砕かんと来英したアメリカのカーター大統領の特使ロイド・カトラーとの会見でハウエルはオリンピック擁護の意義を述べた後、その別れ際カーターへの伝言を求められた際に、「イギリスはカーターによってではなく、マグナカルタによって統治されている」という有名な言葉を残した。後に、イギリスでもポイントにはむしろ失敗であったとの反省も聞かれたが、この点でのイギリスの示した行動の信頼は高まった。こうした事が、デニス・ハウエルへのオリンピック功労賞授与への動因となった。

さて、八〇年代に入っているイギリスフリーガン問題はヨーロッパ大陸へも進出し国際問題化した。先に述べたように、CEやECでもその対応に追われるが、ここでの対応のイギリスのイニシャチブが示されている。もっともこちらの震源地はイギリスであるから、当然であるが。

イギリスは六三年にECへの加盟を申請したが、フランスのドゴール首相の強硬な反対に合い実現できなかった。加盟は七二年一月に実現した。ECのスポーツ政策活動は八五年より活発化したが、特に経済統合の手段として、スポーツの持つ経済的効果が最大限に活用された。また、ECはCEよりも資金的には豊富であり、それは多様な基金を通して、各国のスポーツ関係者にも援助された。

九一年の国際学生競技大会(ユニバーシアード)では、主催地シェフィールド市が、労働党主導であり保守党政権が援助を惜しんだために、ヨーロッパ規模の競技会へのEC援助を申請し、助成を受けた。その他、スポーツ関連でも若干の援助を受けつつあり、国内とECとの関連も大きな論点を提起してきた。

また、ECの「ERASMUS計画」による大学間の協同研究企画、協同学生養成は、例えばヨーロッパレジャー研究では、イギリスのラフバラ大学と、リーズ大学が参加し、その推進に当たっている。そのスタッフたちの協同研究の一つが、本章の冒頭でも述べた成果<sup>3)</sup>となって出始めている。

九三年一月一日以降、市場統合の影響は加盟各国のスポーツ界、それはプロ・アマを問わず影響は必至だがそれがイギリスのスポーツ政策にいかなる意味を持つのかは今後の課題である。

(1) Resolution 719 (1980) on the Moscow Olympic Games. *The Council of Europe Work on Sport 1967-91*, Volume 1, Legal and Political Texts, The Council of Europe, 1992, p.157. 以下では、各国NOCに対し、モスクワ五輪への参加を検討するときはソ連のアフガニスタン侵攻とシャハロフ博士迫害の事実を想起して判断すべきだ、という決議を採択した。これは事実上の不参加決議として機能した。

尚、議員集会はその後の決議で、夏季オリンピックのギリシャ永久開催を提案した。Resolution 738 (1980) on the Olympic Games and the Outlook for their Future. (1)-p.146.

(2) Macfarlane, Neil with Michael Herd, *Sport and politics: A world divided*, Willow books, 1986. 保守党議員マクファレーレンは一九八一〜八五年に環境省のスポーツ大臣を経験した。八〇年のオリンピック参加をめぐる下院議院での討議と採択では不参加へ投票したが、その後スポーツ大臣を経験した後、当時のサッチャー首相の方針は間違っていたと批判した。二二九頁参照。

(3) Bramham, P., Henry, I., ed., *Leisure policies in Europe*, CABI, 1993.

## 補論 デニス・ハウエル研究

### 1、研究の意図

本研究の過程で明確なように、デニス・ハウエルはスポーツカウンスルの生みの親であり、一一年間スポーツ大臣

を務め、上院議員として現在もなおスポーツ行政界には厳然と影響力を有し、イギリススポーツ政策・行政におけるキーパーソンである。したがってイギリススポーツ政策・行政の研究の上で、彼個人の立場からの分析も必須であり、極めて魅力あるテーマであり、補論として一章を計画した。

幸運なことに、筆者は一九九五年九月二〇日にバーミンガムの私邸で、二時間の単独会見も実現した。<sup>(1)</sup> その事も加味しながら、イギリススポーツ政策・行政におけるデニス・ハウエルの位置を展開する。

(1) 内海和雄「英国元スポーツ大臣 デニス・ハウエル氏と会見して」『体育科教育』一九九五年一二月号。

## 2、デニス・ハウエルの生い立ち

デニス・ハウエルは一九二三年九月四日にイギリスの工業都市バーミンガムに労働者の子として生まれ、そこで育ち、そして現在もそこに住む、まさに「メイド・イン・バーミンガム」である。その傾路地や空き地で壁にボールを蹴って遊んだことが、大きな思い出になっている。それがやがてサッカーとの出会いとなった。(またスポーツ大臣になった後、多くの自治体にそうした壁づくりを奨励した。) 近くのグラマースクールに通い、自らは成績の方はほどほどと謙遜するが、<sup>(2)</sup> その後の経歴から見れば相当に回転の早い子であったことが推測できる。そこを卒業するとすぐに働きに出て、青年期は無かったと述懐する。父に連れられて小さい頃から労働党の演説会に行き、必然的に自らも早くから労働党に関わった。三七年四月二五日は一四歳のデニス・ハウエル少年が意図して加わった初めての演説会であるが、そこで彼にとってはその後大きな影響を持つ人物、フィリップ・ノエルバーカー<sup>(3)</sup>との歴史的な出会いをすることになる。

四五年一一月の選挙は三九年の戦争勃発以降初めての地方選挙であったが、若十二歳で推薦されて市議会議員に立候補したが落選した。が、二五歳から議員活動が始まった。五五年には三二歳で下院議員に当選し、結婚。その後青年問題対策の重要な委員会である「アルベマール委員会」(五八年任命のウォルフenden委員会とも密接な関連を持った)をはじめとして、青年問題への関心も強かった。そして議員活動と並行して、サッカー審判員としても研鑽を積み、六四年にスポーツ大臣になるまで、FAカップも含めて国際試合でも審判をした。国会議員としての審判員は彼以前にも、以後にもいない。五九年の総選挙では二〇票差で惜敗。六一年の補欠選挙で再選。以降、労働党右派のフロントベンチャーとして、自称「クリスチャン社会主義者」<sup>(2)</sup>として活躍、現在の上院議員も含めて議員生活四〇年になる。六四〜七〇年の第一次ウイルソン内閣で初のスポーツ大臣に任命され、六五年にスポーツカウンスル(諮問機関)を設立した。七四〜七六年の第二次ウイルソン内閣、七六〜七九年のキャラハン内閣でも環境大臣兼スポーツ大臣を務めた。その後、保守党政権時代にも影のスポーツ大臣として貢献した。

(1) Howell, D., *Sport revisited……1986*, The Philip Noel-Baker Annual Lecture 1986, Department of Physical Education and Sport Science, Loughborough University.

(2) オリンピックの陸上競技銀メダリストであり、一九四五年から労働党アトリー内閣の外務大臣を務めた。その後ノーベル平和賞を受賞した。イギリスのラフバラ大学では一九八〇年からその功績を記念して「フィリップ・ノエルバーカー記念講演会」を設け、毎年スポーツ界の著名人の講演を得ている。この注(1)は一九八六年にそこでデニス・ハウエルが行ったもの。<sup>(3)</sup>

(3) Howell, D., *Made in Birmingham*, Queen Anne press, 1990, p 112.

## 3、スポーツ大臣

バーミンガム市会議員時代に健康問題、教育問題、そして青年問題にも深く関わった。五五年から下院議員となり、五七年にはアルベマール委員会へ抜擢された。

プロサッカーとの関わりは、当初バーミンガムリーグでの活動の後、一九五一年からナショナルサッカーリーグのラインズマンとして加わり、その後審判として六四年にスポーツ大臣に就任するまで審判をした。辞任したのは、大臣として週二回以上のトレーニングは不可能となったからである。だが、名誉審判として七〇年まで登録された。活動基盤はバーミンガムを本拠とするプロサッカーチーム「Astonvilla アストンビラ」である。

アルベマール委員会の傍ら、労働党の政策グループに加わり政策文書『生活のためのレジャー』（一九五九）を作成した。ここでスポーツカウンスルの設立を提案した。

六一年四月二八日の下院は初のスポーツ問題での議論であり、ウォルフendenレポートの具体化へ向けた議論であった。シャドーではあったが初のフロントベンチャーとして、破格の三〇分間の質問を行った。ここでは「スポーツカウンスルの設立賛成だが、政治の介入には反対する」旨を、これまでウィルソン党首に進言してきたことを主張した。

六四年の総選挙で労働党が政権に付き、ハウエルは若干四一歳でイギリスで初のスポーツ大臣を任命された。「ウィルソン首相には、政党主導のスポーツ大臣の任命に関する反対を並び立てた文書を提出しておいたので、まさか自分にお鉢が回ってくるとは思わなかった」という。

「君ならすべての危険性や雑音を承知であろう。最初のスポーツ大臣を受けてくれないだろうか」「政策はすべて君に任せる。何をすべきかは君がすべて知っていると思うから。そうでなければ君を押さないよ。」とウィルソン首相

に説得された。

「しかし、予算はないよ」という首相の返事だが、六六年のワールドカップのロンドン開催を控え、その意義から首相に説明し、ついに五〇万ポンドを特別に支出させた。六五年はその準備に多くの時間を取られたが、六六年ワールドカップ決勝はイギリスが西ドイツに四・二で勝ち、優勝した。このゲームは自らの書『サッカー審判法』で分析している。<sup>(2)</sup>これはスポーツ大臣として、そして元サッカー審判員としての最大の名誉であり、スポーツ大臣として幸先のよい出発であった。

さて、六四年は大臣就任直後からスポーツカウンシル設立に多忙であった。スポーツカウンシル（諮問機関）の設立は、バーミンガム大学のマンローやモリノー、マッキントッシュらに相談しながら構想を練った。デニス・ハウエル自らスポーツカウンシルの議長になり、四委員会を構成した。この議長就任はいくつかの反対もあったが、ハウエルも初代議長にややこだわりすぎた嫌いもあるのではないか。マンローやモリノーらの勧めもあり、教育大臣として既にアルベマールレポートの勧告で設立された「青年事業推進カウンシル」の議長を務めていることの延長で考えたという。

バーミンガム大学との協力関係は密接であり、彼等はハウエルのブレインでもあった。結局、マンローはスポーツ発展とコーチ委員会の委員長、マッキントッシュは委員会委員に、モリノーはW・ウィンターボトムの下で事務局次長となった。マンローは体育部主任であり、ウォルフenden委員会のメンバーであり、CCPRの執行委員でもあった。そして何よりも、五六年のその体育部発行の『スポーツの世界におけるイギリスの位置』で「スポーツカウンシル」の設立を提案し、それは五九年の労働党と保守党のスポーツ選挙政策の「スポーツカウンシル」の提案に結合し、そして自らも委員を務めたウォルフendenレポートに連なる中心人物である。<sup>(3)</sup>その他の役員は、スポーツカウ

ンシルが労働党政権のものではなく、イギリス全体のものと考えて、人選は広く配慮した。保守党からも自由党からも募った。これはハウエルの人事登用の原則であり、他の諸委員会にも適用した。この鷹揚さが、彼への支持を広く得た背景であろう。

六九年にはアルベマールレポート(一九六〇)の勧告で設置された「青年事業推進カウンシル」の議長として「七〇年代における青年と地域活動」青年事業推進カウンシルによる提言<sup>(4)</sup>をまとめた。ここでは一〇年前に設けられた同カウンシルの活動が、この間の社会と青年の変化に対応し切れなくなっており、組織と活動の再編を勧告した。特に、地方自治体、ボランティア組織、活動家養成機関、教会、労働組合・実業界への活動上の勧告とそれらの合同協議委員会の設置を呼び掛けたものである。

六九年はまた内閣改造があり、デニス・ハウエルは教育科学省から住宅地方自治大臣へ移籍した。それに伴い「スポーツレクリエーション課(SARD)」も移籍した。ウィルソン首相の凶らいで、部局の移籍を伴う大臣の移籍も初の事である。これはスポーツ行政の不安定さを示すものであるが、七〇年代のスポーツ施設建設における地方自治体の果たした役割を考慮すれば、結果的には成功であった。

七〇〜七四年はシャドウ大臣(スポーツと環境)を務めた。自ら創造したスポーツ行政が、保守党の行政で崩される事かなりの焦りと怒りさえ示している。保守党による七二年のスポーツカウンシルの執行機関化とその後それに対抗するかのようなデニス・ハウエルのCCPRの議長への就任、そして両者の関連については既に七〇年代のところで述べた。そして次項でも簡単に触れる。

七四年の総選挙で労働党が勝利し、ハウエルは再びスポーツ大臣(環境省)に任命された。ここではスポーツばかりでなく、カウントリースイド、自然保護、水資源委員会をも管轄にいたれた活動をした。ところで、スポーツカウン

シルは七二年にロイヤルチャーターを受け、大臣が議長になることができなくなり、さらにスポーツカウンシルの会議にさえ出席できなくなった。スポーツカウンシルの議長ロジャー・バナスターにスポーツ大臣への期待を聞いたなら、バナスターは「スポーツカウンシルの計画に必要な予算を大蔵省から取ってくるのだ」と言う<sup>(5)</sup>。だが、これはハウエルの認めるところではなかった。四年ぶりの政権復帰であり、しかも不安定与党なので次の選挙も間近かだと考え、急遽、できることはないかと考えてクリスタルパレス陸上競技場で選手の話を知いたら、「ホームストレッチには客席が有り喚声を受けて走りやすいが、バックストレッチには客席がなく、シベリアを走っているみたいだ」との話があった。財政逼迫の時期であったが、バックストレッチ側の観客席を作るよう手配した。この事をスポーツカウンシル議長のバナスター話したら、「それは大臣のやることではない、スポーツカウンシルのやることだ」と言って辞退した。しかし次の日、彼から謝罪と受入れの意を伝えてきた。それと同時に「君のやり方は承服できない」と議長辞退の意思表示が有り、ハウエル大臣は受理した。

ここで簡単にバナスターとの関係についても触れておきたい。バナスターはケンブリッジの学生時代に一マイル四分を切った世界で最初のランナーであり、イギリスのみならず世界的な英雄であった。その後精神科医として、名声も高かった。六五年のスポーツカウンシル(諮問機関)の発足時にはスポーツ大臣兼スポーツカウンシル議長のデニス・ハウエルは彼を研究と統計委員会の委員長に抜擢した。バナスターはその後保守党のスポーツ問題顧問を務めていた。スポーツカウンシルが七二年に執行機関化する時、保守党によるバナスターの議長への推薦を巡って、野党労働党のデニス・ハウエルは、「多忙な人が議長という激務をこなすことはできない」と反対した。その後煙草産業からのスポンサーシップをめぐっても対立があった。バナスター議長は医師の立場からもイギリス世論の一般を反映してそのスポンサーシップの否認を主張したが、ハウエル大臣は煙草の害は承知だが、そのスポンサーシップは合法的

であり、その資金は莫大であり、受容を主張した。こうした対立がここに来て噴出した。両者の関係は奥さん同士も含めて仲が好いという。辞任後バニスター夫人から「ロジャーを降ろして残念だ」との言葉を受けたが、「いや、ロジャーから辞退した」と伝えた。政府とスポーツカウンシルの関係で、意見が合わなかったからだ。ここに、ロジャー・バニスターとデニス・ハウエルの人間関係の問題とスポーツカウンシルと政府との関係の在り方の二つの問題が秘められている。前者の点で見れば、やはりライバル意識はあったと思う方が自然である。ロジャーはスポーツ界の英雄であり、医師でもあり、ケンブリッジのブルーでもあり社会的に優位であったからだ。ともあれ、ロジャーがその後ナイトの称号を受けたことをハウエルも喜んだ。また、後者の関係については、政府と特殊法人としてのスポーツカウンシルとボランタリーのCCPRとの微妙な関係が表面化したものでもあった。

さて、短命内閣と見たハウエルは、スポーツカウンシルをも取り込む術として、スポーツとレクリエーションに関する政府白書を作成することになった。これは七四年七月一六日の上院における「スポーツとレジャー」の上院選抜委員会レポートへのウィルソン首相の返答、つまり下院でも類似の物を作成するという約束に端を発した結果でもある。七四年一〇月に再度総選挙があり、労働党は引き続き政権を担当し、デニス・ハウエルもスポーツ大臣を継続した。そして、SARDを総動員して環境省白書『スポーツとレクリエーション』（一九七五、八）を作成した。この分野で政府初のスポーツ政策白書であり、他人の書いた物をあまり修正するのめどうかと思ひ結論部分も含めて大臣自身が執筆したものであり、彼の政策体系である。この点は確認していないが、七五年に設置された欧州審議会（CE）の「スポーツ大臣会議」（ハウエルはその責任者であった）で発表され七六年に採択された「ヨーロッパスポーツ・フォー・オール憲章」の起草がパーミンガム大学のA・D・マンローであることから、これまでの両者の関係からして、連携を取りつつ、この白書がまとめられたことは容易に推測できることである。スポーツが地域社会の構成

要素の一つであり国民や地域住民の権利であるという認識は、欧州審議会（CE）の「憲章」の思想と共通する。こうして、白書の発行は福祉国家における社会福祉政策がスポーツやレクリエーションの分野にも浸透し始めたことを示すものであった。そして、その後のイギリススポーツ政策の基本を形成した。この点でもハウエルは新たな境地を切り開いた。

スポーツカウンスルとの数か月の検討の結果、七五年秋に「スポーツ振興基金（SAF）」を設立して、資金不足に悩むイギリストップ選手への援助を、経済界や一般市民からの募金体制で支えることを確立した。後の『ハウエルレポート』（一九八三）に課題は引き継がれた。

- (1) Howell, D., *Made in Birmingham*, Queen Anne Press, 1990, pp 141-2.
- (2) デニス・ハウエル『サッカー審判法』稲熊他訳、不昧堂出版、一九七九年。原著の初版は一九六八年。一九七七年に再版された。この翻訳は再版を訳したものである。スポーツ大臣兼教育大臣（日本での位置でいえば政務次官だが、主大臣と役割を分担している）
- (3) その後、ハウエルの尽力でバーミンガム大学には「マンローセンター」と「スポーツカウンスル情報センター」を設置した。
- (4) *Youth and community work in the 70s: Proposals by the Youth Service Development Council*, Department of Education and Science, HMSO, 1969.
- (5) Howell, D., op. cit., p 231.

一九七二年四月一七日にCCPRの機能の多くがスポーツカウンシルに移行し、後者は執行機関化した。七九年の総選挙で保守党に政権をゆずった労働党デニス・ハウエルはシャドー(影の)スポーツ大臣として、それに反対してきた。ここでハウエルは七三年四月にCCPRの議長に迎えられた。この議長就任は保守党ヒース政権にとって「賢くない」ものと受けとられ、以降CCPRとスポーツカウンシルの関係は極度に悪化した。

さて、七四年の政権復帰から七九年までの労働党スポーツ大臣としての活動は先に述べたが、七九年の総選挙でサッチャー率いる保守党に敗北し、再びシャドーキャビネットとなった。ここで問題が勃発した。つまり七九年一二月末のソ連によるアフガニスタン侵攻である。これ以降のイギリス議会の様子は第四章の八〇年代の展開で記述したが、ここではハウエルの活躍に注目したい。

政府の圧力を受けた英国オリンピック委員会(BOA)議長デニス・フォローは「金も無く、オリンピックには参加できそうもない」と悲観的であったが、ハウエルは母体である労働組合に働き掛けて、全国的な募金体制を敷いた。そして組合機関紙などを通じて、五輪参加への世論形成をした。この点で労働組合の果たした力は大きなものであった。ハウエルは多くのジャーナリストを含めた戦術会議を毎週一〜二回、事務所で開催した。

だが八〇年三月一七日の下院議員の裁決ではポイコット派に三〇五対一八八で破れた。(当日の議会の論点は第四章二参照)。これは参加派にとって確かに痛手ではあったが、その後政府が選手たちのモスクワ行きに圧力を掛ける一方で、八〇年の一〜三月の三か月間に対ソ連貿易輸出が六三%もの上昇を示していることをつきとめた。「オリンピックは人間の自由の最高の表現である。ソ連の軍事力にスポーツ選手だけが対抗することを要求するのはばかげたことだ」「ソ連の電力発電所建設、化学プラント建設、電気工場建設への低利融資、そして貿易優遇措置等のイギリス政府の挿入れはそのまま維持し、スポーツ選手だけに犠牲を強いるのは許せない」という論理はサッチャー首相の

最も痛いところであった。これによって、政府の宣伝にとり込まれていたボイコット支持の世論が決定的に転換し、政府批判へ、参加の傾向に傾いて行った。

アメリカカーター大統領の特使ロイド・カトラーは外務大臣の次にデニス・ハウエルと会い、モスクワボイコットを進めた。それだけハウエルがマークされていたことでもある。だがハウエルに言わせれば、カトラーはスポーツを全く理解しておらず、金で売買できる程度の認識であった。<sup>(1)</sup>ハウエルはスポーツやオリンピックの理念とソ連の軍事力にスポーツマンのみが犠牲的に対抗させるやり方は納得が行かないと述べ、カーターの行為は「オリンピックを潰すものだ」と批判すると、カトラーは「アメリカはオリンピックとIOCを潰した後に、再編するつもりだ」と応じた。<sup>(2)</sup>帰り際、カトラーは「こういう議論は初めてだ、カーター大統領へ何かメッセージはないか」と問うたので、「この国はカーターによってでなく、マグナカルタによって統治されている」<sup>(3)</sup>と述べた。名言であると同時に、イギリスのプライドをも示している。

ともあれ、未だ寄付金が足りず、その後は地方自治体に援助を要請した。特に労働党主導の自治体の多くが援助してくれた。結果的にイギリスは三〇七名(内選手二二九、役員七八)をモスクワに送った。

オリンピック開始直前にソ連大使館からハウエルの元にモスクワへの招待状が「しつこく」来たが、すべて辞退した。個人的な利害で参加運動をしたと思われなくなかったからである。

オリンピック後、IOC会長キラニンから丁重な感謝の挨拶をもらい、その年オリンピック運動擁護への功績で「オリンピック勲章銀メダル」を授与された。「世界が集団的な実態を持てるのは、単にスポーツを通してのみである」という言葉を心に深く刻み込んだ。

その翌年の八一年に、CCPRはスポーツへのスポンサー問題での特別委員会を設け、根本的な検討を諮問した。

ハウエルはこの委員長となり、多くの個人、団体へのインタビューなど二年間の活発な活動の後、『ハウエルレポート』スポーツスポンサーシップへの調査委員会<sup>(4)</sup>を発表した。一五章にわたり、七三項目の結論・決議は選手、競技団体、産業界、メディア、国・地方・地域、スポーツカウンスル等への提言を内包している。スポーツの本質を歪めず、スポーツの独立性を損なわなければスポンサーシップを受け入れてよいこと、この間「スポーツ振興基金(SAF)」にはあまり募金が集まらないことから献金企業への税制の面でも、ヨーロッパ諸国に比べてイギリスでは不利にならないようにも勧告した。特にスポーツカウンスルや競技団体はスポンサーシップへの責任部門を設けることを提言した。

八五〇六年には九二年夏季オリンピックのバーミンガム招致の責任者としてバルセロナと競った。七九年の総選挙の労働党の政策にイギリスへのオリンピック招致を掲げており、その候補地として、ロンドン、マンチェスターに競り勝ってバーミンガムが名乗りを上げた。そしてハウエルはクリーンなオリンピックを目指し、その知名度を生かして旺盛に活動したが、IOC会長サマランチのお膝元でもあるスペインのバルセロナに破れた。そうした正攻法では勝利できなかったことは、その決定過程を見れば明らかである。<sup>(5)</sup>

- (1) Howell, D., *Made in Birmingham*, Queen Anne Press, 1990, p. 304.
- (2) Macfarlane, Neil, *Sport and politics-A world divided*, Willow Books, 1986, p. 225.
- (3) Howell, D., op. cit., p. 304.
- (4) *The Howell Report, Committee of enquiry into sports sponsorship*, CCPR, 1983.
- (5) Simson, Yv & Jennings, A., *The lords of rings*, Simon & Schuster, 1992, chapter 1.

## 5、ハウエルの思想と業績

ハウエルの業績はこれまでに述べたとおりであるが、敢えて項目化すれば、第一に初代スポーツ大臣として内閣に足場を築いたことが挙げられる。これは保守党におけるスポーツとスポーツ大臣の格の低さから見れば、ハウエルの活動は抜きんでた意義をもったものである。

第二は、スポーツカウンシルの設立と発展である。初代スポーツ大臣兼初代スポーツカウンシル議長として、スポーツカウンシル（諮問機関）の基礎を形成した。この兼務には異論もあった。だが、七二年に執行機関化されると、大臣が兼務できなくなり、ここから大臣と議長の、そしてそれは行政機構の環境省スポーツ課（SARD）とそれは独立した特殊法人スポーツカウンシルのそれぞれの役割、関連が厳しく問われることになった。この関係のこじれの典型的な現れが、七四年の議長ロジャー・バナスターの辞任である。また、この背後にはハウエルがCCPRの議長に就任していたこともあり、スポーツカウンシルからその運営費の大半を補助されている、ボランティア組織としてのCCPRとの関係も複雑化した。いずれにせよ、ハウエルはこのすべての長になり、「自ら」それらの問題の提起者となったのである。ともあれ、ハウエル個人が直接に関わったとはいえ、それらの問題はいずれ必然的に引き起こされる性格のものであったことも事実である。

さて、第三にハウエルはスポーツを福祉国家政策に乗せた人でもある。「スポーツは人間性の表現である。民主主義的自由はその高度な表現である。だからこそ、スポーツを政治から遠ざけるべきではない。」「若人をその生命の選択の可能性に導き、チームワークに加わることを教え、自己規律の重要さを学習させて、彼等の人格を育成すること以上に高貴な営みは他に存在しない。」「人類は仲間を求め、スポーツは社会生活をもたらす。良きチームメイトと素

晴らしき戦いをもたらす相手との出会いは、まさに生涯の友である。」以上の表現はスポーツの社会的役割としてハウエルがよく表現する言葉である。そして「スポーツ、芸術、そしてレクリエーション諸活動を提供しない社会は多くの地域問題を引き起こすことは、この間（八〇年代）に都市問題として経験済みであり、スポーツが社会事業の一環として考慮されるべきである」とする福祉との接点、公共機関の責務（福祉国家論）も一貫した思考である。特に八〇年代のサッカーリズムによって、福祉国家の解体が画策されている中でも、こうした思考は多くの地方自治体レベルでは否定し難く、根強く生き着いている。こうした基盤は彼のスポーツ大臣一年間の果たした大きな功績である。

第四に、ハウエルはサッカー界での審判の位置の向上にも貢献した。現役のスポーツ大臣としてハウエルは『サッカー審判法』を出版したが、「この本はまた、『レフリーは必要悪だ』とみなしている監督、事務局長、クラブ役員、プレーヤー、観衆のすべてにとっても、興味あるものである。」（八頁）という序文を寄せたFIFA（国際サッカー協会）会長、スタンレー・ラウスの言葉にもあるように、審判員の位置は相対的には低い状態であったが、その出身者がその後イギリススポーツ政策・行政界のリーダーになったのであるから、審判部としても鼻高々であった。その証拠に、六四年から七〇年まで、本人が実際の審判をできず辞退したなかでも、名誉登録されたのである。審判員の地位向上は単にサッカー界のみならず、スポーツ界全般に及んだであろう。こうしたスポーツ界での「階級意識」「優越感」や「ねたみ」によって当初は多くの方面での「雑音」が入った筈である。だがハウエルは実績を持ってそれらを払拭してきた。

最後に上げるべきは、デニス・ハウエルの人事登用法である。彼によればスポーツは労働党のものでなく、スポーツ界全体のものだから、人事には対立する保守党関係者も参加させた。ハウエルによればイギリスのスポーツ界は

「スモールのレベルで保守的」であった。それゆえに、そうした人々の登用は時にはハウエル自身が窮地に立つ事もあった。しかし、ハウエルは先の「雑音」を振り払い、広く支持を得るためにも、こうした柔軟な人事を採用した。これは彼のスポーツ政策ばかりでなく、青年問題や教育分野でも採用した。こうした広く、鷹揚な態度はハウエルの人望をも高めた。

八一〜五年に保守党スポーツ大臣を務めたニール・マックファーレンはハウエルについて「ハウエルは自らを『生活の質の大臣』と呼ばれたいと言っていた」<sup>(2)</sup>、「幅広い人脈と交流を築き、海外でも名声は高い」と記述している。

「国會議員三〇年以上、そのうち二〇年以上スポーツ政治に関わり、一年の大臣を経験したデニス・ハウエル以上の『狡猾な古狸』は他にいない。いつも柔らかな笑みを携え、ゆっくりとした中部アクセントで、無垢な表情を満たす。私がスポーツ大臣の時、反対党の立場から野次を飛ばし、私を苦しめる事以外に、彼の最上の喜びはなかった。」(二四五頁) これは反対党からの最高の賛辞である。

以上のように、労働党の福祉国家政策の立場からスポーツ大臣、スポーツカウンシル議長、CCPR議長を歴任し、イギリススポーツ政策・行政のリーダーとして貢献した。その大きな実績と共にイギリススポーツ政策・行政の抱える根本的な矛盾をも浮き立たせた。

第一にスポーツカウンシルという準特殊法人、準政府機関(Quango)を中間に置いた政府(国民文化遺産省のSARD)、CCPRとの三者の関連の問題である。他のヨーロッパ諸国に無いその機関によって、独自の課題を生じさせたからである。

第二には八〇年代以降のサッチャリズムによる民営化、個人責任化の推進によって、これまでの福祉国家政策との矛盾・対立は国レベルのみでなく地方自治体のスポーツ政策にも反映したが、その政治経済的対立とスポーツ政策と

の関連の問題である。

この二つの根本的な矛盾は九〇年代後半から二一世紀へと引き摺らざるを得ない課題であるが、デニス・ハウエルとその施策のより詳細な研究から、今後への教訓が引き出せるものと考ええる。

(1) Howell, D., *Made in Birmingham*, Queen Anne Press, 1990, p.344.

(2) Macfarlane, Neil, *Sport & politics-A world divided*, Willow Books, 1986, pp.63-4.

(補足)

尚、最後に、一九九五年九月二〇日にバーミンガムの私邸で著者がデニス・ハウエル氏に行った会見の要旨を掲載する。(H・ハウエル氏、U・内海)

U 「スポーツを真に理解した唯一のスポーツ大臣だとの声もあるが。」

H 「自分でもそう思う。」(これは自信表明であり、保守党のスポーツ大臣批判でもある。)

U 「当初、スポーツカウンシルの設立には反対であったと聞いているが」

H 「当時はスポーツ界は保守的で、すでにCCPRがあるのだからスポーツカウンシルはいらないと考えていた。

一九六四年のウイルソン内閣で、『わが国初のスポーツ大臣に任命するからスポーツカウンシルを作ってくれ』

と言われて、その方向で頑張った。フィリップ・ノエル・ベーカー氏の支持も精神的には大きかった。スポーツカウンシルは労働党政権のものではなくイギリス全体のものと考えて、人選は広く配慮した。保守党からも自由党からも募った。これは他の諸委員会にも適用した。」

U 「一九七五年の白書『スポーツとレクリエーション』はスポーツが福祉国家政策に市民権を得た記念碑だと思いが、どう考えるか。七六年のIMF借款は、スポーツの福祉国家的政策に大きな後退をもたらしたのか。」

H 「前者については君の言う通りだ。政府初のスポーツ政策であり、他人の物をあまり修正するのともどうかと思いい結論部分も含めて自分も執筆した。私の政策体系である。借款は確かに国の財政全体では福祉費で一〇%ダウンさせたが、スポーツ政策には直接的な影響はない。」

U 「七五年白書を社会統合的な視点での政策の始まりでもあるとして、八〇年代のサッチャー政権との連続性を見る視点もあるが、どう考えるか。」

H 「それは違う。私はスポーツの社会的な役割として個人の人間関係や社会的な再生に必要なだと考えている。それが文化だ。したがって私の政策はポジティブなもので、サッチャーのパッシブな社会統合とは異なる。」(このポジティブとパッシブの指摘は重要だ。)

U 「八〇年代以降サッチャリズムによってスポーツ政策の民営化が強行されたが、自治体レベルではそれに抵抗して社会福祉としてのスポーツ政策がより強く浸透し、維持されている側面も重視すべきではないか。」

H 「それはきわめて重要な視点だ。その通りだ。国営宝籤の収益金からの補助は施設建設資金のみで維持費をくれないから自治体などでも困っているのが実情だ。」

U 「準政府機関としてのスポーツカウンシルは世界でも唯一と言えるほどのユニークなものだと思う。政府との関係はどうなのか、政府機関化しているとの批判もあるが。」

H 「ロイヤルチャーターを受け、政府から独立していなければならないのに、七〇年代当初と八〇年代以降の保守党政権下ではそれが危機に瀕している。何のためのチャーターか。スポーツは政治ではない。『準(Quasi)』と

言うのは政府への助言をすることだ。」

U 「九〇年代に入って保守党政府の進めている自治体スポーツ行政の強制競争入札についてはどう考えるか。」

H 「馬鹿気たことだ。私は『ハウエルレポート』(一九八三)でも触れたが、何でも民営化ではなく、主要な施策は公共機関が行うべきだ。」

U 「次の総選挙では労働党の政権復帰は必至と見られており、もし再びスポーツ大臣となったら何を行うか。」

H 「引退して上院議員となっており、再任は有り得ないが(笑い)、次の四点は必要だ。①八〇年代に保守党に壊滅的に潰されてきた地方(かつ地域)スポーツカウンシルの再生である。ここでは自治体の企画部他、教育も含めて総合的に企画されるべきだ。②施設建設、そのための財政確保だ。国営宝籤からは維持費も出す必要がある。③教員養成の充実。この間教師の労働条件改善の運動もあり、クラブ活動は停滞している。教師のクラブ活動への補助が必要だ。④国際イベントへの補助、充実。」

U 「これまでに、デニス・ハウエル研究はあるか、あればそれを読みたい。」

H 「無い、君が初めてだ。自叙伝は『メイド・イン・パーミンガム』に書いた。資料として一番良いのは議会討議(Hansard)だ。」